

平成25年第4回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成25年12月 4日
 本日の会議 平成25年12月 4日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員 | 2番 安部 都 議員 | 3番 内村 博法 議員 |
| 5番 分部 和弘 議員 | 6番 安藤 克彦 議員 | 7番 金子 恵 議員 |
| 8番 川井 哲雄 議員 | 9番 森 謙二 議員 | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員 |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員 | 17番 西田 敏 議員 |
| 18番 河野 龍二 議員 | 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員 |
| 21番 山口 経正 議員 | | |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 議 事 課 長 浜野 洋子 君
 参 事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

| | |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君 | 副 町 長 鈴木 典秀 君 |
| 教 育 長 黒田 義和 君 | 総 務 部 長 中山 祐一 君 |
| 企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君 | 建 設 部 長 日野 勉 君 |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君 | 教 育 次 長 吉村 邦彦 君 |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君 | 会 計 管 理 者 松添 高明 君 |
| 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君 | 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君 |
| 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君 | 政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君 |
| 総 務 課 長 古賀 洋 君 | 財 務 課 長 宮崎 望 君 |
| 管 財 課 長 山下多喜男 君 | 税 務 課 長 田平 俊則 君 |
| 収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君 | 企 画 課 長 松浦 篤美 君 |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君 | 都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君 |
| 管 理 課 長 森 浩平 君 | 農 林 水 産 課 長 浜口 務 君 |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君 | 健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君 |
| 介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君 | 住 民 課 長 村山 和聡 君 |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君 | 生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君 | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君 |
| 下 水 道 課 長 浦川 圭一 君 | 会 計 課 長 酒井喜代彦 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君 | 監 査 事 務 局 長 村田 和則 君 |

会議録署名議員

17番 西田 敏 議員

18番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時29分

平成25年第4回長与町議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年12月 4日(水)
午 前 9時30分 開議

諸 報 告

1. 議 長 報 告
2. 行 政 報 告

| 日 程 | 件 名 |
|-----|-------------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会 期 の 決 定 |
| 3 | 長与町議会改革等調査特別委員会報告 |
| 4 | 一 般 質 問 |

平成25年第4回長与町議会定例会会期日程(案)

会期 12月4日(水) ~ 12月16日(月) 13日間

| 月 | 日 | 曜 | 時間 | 区分 | 備考 |
|----|----|-------|------|----------|--|
| 12 | 4 | 水 | 9:30 | 本会議 | 議長報告、行政報告、 一般質問(5名) (午前)竹中議員 (午後)安部議員 分部議員 ・岩永議員 ・西岡議員 |
| | 5 | 木 | 9:30 | 本会議 | 一般質問(5名) (午前)堤議員 (午後)金子議員 川井議員 ・饗庭議員 ・内村議員 |
| | 6 | 金 | 9:30 | 本会議 | 一般質問(4名) (午前)吉岡議員 (午後)佐藤議員 ・森議員 ・河野議員 |
| | 7 | 土 | - | 休会 | |
| | 8 | 日 | - | 休会 | |
| | 9 | 月 | 9:30 | 本会議 | 議案審議(付託) (全員協議会) |
| | 10 | 火 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 11 | 水 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 12 | 木 | 9:30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 13 | 金 | - | 休会 | |
| | 14 | 土 | - | 休会 | |
| | 15 | 日 | - | 休会 | |
| 16 | 月 | 13:30 | 本会議 | 委員長報告、採決 | |

一 般 質 問

| 期日 | 質 問 者 及 び 質 問 項 目 | ページ |
|--------|--|-------|
| 4 日 | 竹 中 悟 議 員 町長のリーダーシップについて | 1 2 |
| | 岩 永 政 則 議 員 新図書館の建設について (仮称)平木場・葉迫線道路新設事業について | 2 8 |
| | 安 部 都 議 員 教育行政について 高齢者見守り事業と地域支え合いICTモデル事業について | 4 3 |
| | 西 岡 克 之 議 員 本町の教育政策について 福祉政策について 老人福祉センター、勤労青少年ホームについて | 6 1 |
| | 分 部 和 弘 議 員 食育について 安全安心な町づくりについて | 7 7 |
| 5 日 | 堤 理 志 議 員 通学路の安全対策について 特別支援教育について | 9 6 |
| | 饗 庭 敦 子 議 員 公民館について 子育て支援について | 1 1 2 |
| | 金 子 恵 議 員 町の福祉行政について 過去の一般質問の進捗状況について | 1 2 9 |
| | 内 村 博 法 議 員 長与町の防災管理体制について 長与町情報化計画について いじめ及び体罰の防止対策について | 1 4 6 |
| | 川 井 哲 雄 議 員 榎の鼻造成工事について 浄化センター横に購入された土地の有効活用について 国際交流事業について | 1 6 4 |
| 6 日 | 吉 岡 清 彦 議 員 道路の整備・改修について ごみ収集について がんばらんば国体について | 1 8 0 |
| | 森 謙 二 議 員 野良猫による迷惑対策について ひきこもりの対策について | 1 9 2 |
| | 佐 藤 昇 議 員 コンパクトシティ構想について 公共施設の更新及び修繕について 高田中学校周辺道路の整備について | 2 0 3 |
| | 河 野 龍 二 議 員 25年度事業の到達と今後の課題について 住宅に密接する雑木の対処について | 2 1 9 |

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成25年第4回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

1の議長報告であります。お手元に配付したとおりでありますので、説明を省略します。

次に、本日まで受理した請願はありません。陳情は1件で、お手元に配付した請願陳情文書表のとおりであります。

なお、陳情につきましては、参考配付といたしております。また、要望が1件出されておりますので、参考配付といたしております。

以上で議長報告を終わります。

次に、2の行政報告の発言を許します。

町長。

町長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

平成25年第4回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には年末の大変御多用の中に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても多くの議案のお願いをいたしております。どうぞよろしく御審議をいただき、御決定いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

それでは、9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきます。

9月13日に、翌14日から16日まで国体リハーサル大会として開催されました全日本総合女子ソフトボール選手権大会の開会式がございました。大会期間中は約400人のボランティア、高校生の皆様に猛暑が続く中、大会運営のサポートをしていただいております。まことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

14日には、100歳以上の町内9名の長寿者の方々に対しまして、祝い品の贈呈をさせていただきました。参考までに高齢化率を申し上げますと、10月末日での65歳以上の方は8,875人いらっしゃいます。そうしますと20.88%ということになっております。

それから、24日には長与町で、25日には時津町におきまして、熱回収施設建設工事の地元説明会を開催しております。

10月に入りまして、9日に町内の入浴施設及び放課後児童クラブの視察に行っておりまして、施設におきます運営上の問題点、課題等について伺っております。

13日には、長与町民体育祭を開催いたしました。ことしは33チーム、

おおよそ8,000人の参加をいただき、盛会裏に終了することができました。議員各位におかれましても御出席をいただき、心より感謝申し上げます次第でございます。

15日から21日にかけて、姉妹都市のウェザースフィールド町を訪問いたしております。これにつきましては、この行政報告の終わりに、少し時間をいただきまして報告させていただきたいと思っております。

22日は、長与町ひとり暮らし高齢者の集いが開かれました。ことしは117名の方々に出席いただき、最高齢の方が93歳ということでありまして、本当に皆さんお元気で楽しいひとときを過ごしていただいた有意義な一日だったわけでございます。

23日に長崎がんばらんば国体長与町実行委員会主催によりますターゲットバードゴルフ大会が開催されました。2014年がんばらんば国体のデモンストレーション行事であり、普及、啓発及び技術向上を図る目的で第2回目を開催したところでございます。

25日には、27年度稼働予定の長与、時津によります熱回収施設の建設工事安全祈願祭及び起工式をとり行いました。

次に、26日でございますが、長与町の殉国者追悼式をとり行いました。こちら議員各位に御出席いただき、献花をいただいたわけでございます。心から感謝を申し上げます次第でございます。

翌27日には、第8回健康まつりを開催しました。こちらも多く参加をいただきまして、健康についての知識を深めていただいたのではないかと思っております。

次に、30日には、長与町総合開発審議会を開催していただき、長与町コンパクトシティー構想につきまして審議会の答申をお願いいたしております。

11月に入りまして、3日に長与町民文化祭表彰式典を、それから文化祭50回を記念いたしまして、第7回郷土芸能大会を開催いたしました。今回は平木場の浮立を初め8地区から郷土芸能が披露され、改めまして長与町の伝統文化のすばらしさを感じさせられたところでございます。

続いて、11日には、長与町政策調整会議を開催し、町の振興計画につきまして協議をいたしております。また、今年度、第3回目になりますほっとミーティングを北部のコミュニティーの皆様と実施し、地区コミュニティーの役割や町政について意見交換を行いました。

14日には、長与町総合開発審議会の峰会長から、長与町コンパクトシティー構想につきまして答申をいただいております。

22日には、4回目になりますほっとミーティングを百合野第2自治会の皆様と実施いたしました。公民館の施設利用など自治会の身近な問題等について意見交換をさせていただき、活発な意見が出る中、直接お話をすることで納得していただいたものと思っております。

28日には、長崎ミカンの金沢でのPR及び販売促進のため、議長さん、生産者の代表者の方、JAさんと一緒にテレビ金沢に出演し、トップセールスを行ってまいりました。

教育委員会でございますが、11月16日に平成25年度の長与町青少年健全育成町民の集いを開催していただきました。町内小・中学校の応募による「家庭の日・人権」作文、あるいは「家庭の日」等の標語コンクール表彰式等が行われたわけでございます。特に、地域の皆様が本町の子供たちに対する健全育成につきまして御尽力いただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、これから10月15日から21日まで姉妹都市であるアメリカコネチカット州ウェザースフィールド町を訪問し、姉妹都市機能の継続についての確認と、これからの両町の親睦と今後の交流のあり方について協議をしてまいりましたので、行政報告の一環として御報告を申し上げます。

今回の訪問団は、山口議長を初め通訳職員1名、住民側として国際交流協会から会長と会員、事務局職員の3名と私の計6名で結成をいたしました。議長さんにおかれましては、議会代表として御足労をいただき、大変感謝を申し上げる次第でございます。

私は初めてウェザースフィールド町に参りましたが、非常に歴史の深い落ち着いた美しい町で、姉妹都市であることを胸を張って誇れるほど素晴らしい町であったと率直に感じております。

10月15日に日本を出発し、夜の10時過ぎの到着でしたが、ジェフ・ブリッジタウンマネジャーが出迎えてくださいました。翌16日、タウンホールへ向かい、各セクションの紹介をしていただき、その後、隣接する図書館を見学いたしました。図書館の一画には姉妹都市長与町のコーナーがあり、協定文を初め長与町ゆかりの品々が展示され、大切に保存されていました。

タウンホールに戻り、会議室で自己紹介に始まり、行政組織の違いやコミュニティの歴史について、また、お互いが教育に力を入れていることや、比較的生活水準が高いことなどについて触れ、姉妹都市関係を継続していくことについてお互いに確認し、今回の訪問をきっかけとして交流のきずなをさらに深めていくことを双方で確認をいたしましたところでございます。

歓迎レセプションでは、議会議員、教育委員、消防署長、警察署長を初め50名ほどが集まり、ドナ・ヘンマン町長からの歓迎の挨拶の後、私と山口議長それぞれからスピーチをさせていただきました。地元新聞の取材を初め、以前来町されたサッカーノ元町長やアードマン元タウンマネジャーなど、ゆかりのある方々まで御参加いただいております。昔話に花を咲かすなど、大変な歓迎ムードで迎えてくださっていることを実感したところでございます。

12日は、ウェザースフィールド町内の歴史ある史跡や施設を視察しております。特に今月号の広報においても御紹介いたしておりますが、ウェザースフィールド町のエルム・ストリートに「NAGAYO WAY」という標識が設置されておりました。

コネチカット州議事堂へ、州副知事への表敬訪問と州経済開発局長と面会いたしました。州議会副議長も州経済開発局長も女性で、女性の参画に関心を持ったところでございます。公式の夕食会では、ドナ町長が両町間の継続的な友好関係と「NAGAYO WAY」設置に関する宣誓書を読み上げ、

手渡していただきました。

18日は、長与小学校と学校間パートナーシップを結んでいるハイクレスト小学校を訪問し、学校長を初め教職員、教育委員会や児童が温かく迎えてくれました。壁には世界地図に長与町の位置を示し、長与町が姉妹都市であることや長与小がシスターズスクールであることが書かれ、長与小から贈られた習字の作品が飾られておりました。その後、全てのクラスの授業風景を見せていただきましたが、独立宣言の暗唱やタブレットを利用した授業など、自立や個性を重視した教育方法が紹介され、日本とは違う文化に触れることができました。

今回の訪問でウェザースフィールド側の今後の交流の窓口をタウンマネージャーとし、事務レベルでの調整を図っていくことを確認していたところでございます。

以上、ウェザースフィールド町訪問につきまして御報告をさせていただきました。

そのほか、お手元に配付のとおり、多くの会議、事業がっております。次に載せております5,000万円未満の入札結果とあわせて御参照いただければと存じます。

以上が9月から11月にかけての行政報告でございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

以上で行政報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、17番、西田 敏議員、18番、河野龍二議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの13日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの13日間に決定しました。

日程第3、長与町議会改革等調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

委員長。

議会改革等 (岩永政則議員)

調査特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより長与町議会改革等調査特別委員会を代表いたしまして、最終報告をいたします。したがって、過去、御報告をいたしましたことがございますが、若干これを含めながら御報告させていただきます。

本委員会は、去る平成25年9月の第3回長与町議会定例会におきまして、議会基本条例及び会派制について、その調査研究の結果として中間報告をいたしました。今回をもって最終報告となるわけでございます。

前回は申し上げましたが、この議会改革等調査特別委員会は、2年前の平成23年9月22日の本会議におきまして、議員提案により長与町議会改革等調査特別委員会設置についての決議が提案され、全会一致で可決され、特別委員会が発足し、今日に至っております。

この特別委員会の調査事項を、1つ、議会基本条例について、2つ、議員定数について、3、会派制について、4つ目に政治倫理条例について、5、その他議会改革に関することの5点とすることに決定をされました。この決定を受けまして、議員定数についてから調査研究を開始、平成24年9月の議会で既に報告済みでございます。

続いて、政治倫理条例及び議会基本条例については、同時に調査を開始をいたしました。

政治倫理条例につきましては、今年3月議会で経過につきまして御報告をいたし、あわせて特別委員会委員長名をもって、発議第3号にて長与町議会議員政治倫理条例として提案をいたし、全会一致で可決し、成立を見ております。

議会基本条例につきましては、今年9月定例会におきまして、調査研究の成果を御報告をいたし、あわせて長与町議会改革等調査特別委員会委員長名をもって、発議第5号にて長与町議会基本条例として提案をいたし、全会一致で可決され、既に施行されているところでございます。

次に、会派制につきましては、当定例会におきましてあわせて報告をいたし、今後の調査研究課題とするということで調査研究を終結をしたところでございます。

ところで、今回の報告内容は、5点目のその他議会改革に関することとなっております。去る5月30日の特別委員会におきまして、その他議会改革に関することにつきまして、協議の結果、議員報酬についてを調査研究することに決定をされました。この決定を受けまして、8月2日の金曜日に議員報酬についてを議題といたし、調査研究を開始をいたしました。

調査研究の進め方として、各自からそれぞれ意見を求めることといたしました。意見の要約を列挙をいたしますと、定数削減もあり、今すぐ上げるのではなく、次の議会、次の定数16からの方々からならよいのではないかと、あるいはふやす減らす現状ではなく研究調査を、3つ目には調査研究ならよい、国家公務員も削減された、4つ目には上げる下げるのではなく、議論はしてよい、5つ目には次の議会からはよい、よい機会、今のうちに決めておく、その他いろいろございましたが、このような発言が主にございました。その後、長崎県内の市町長、議員の報酬比較表の一覧表を配付し、若干の説明を加え、状況を一定お互い理解しあったところでございます。

この状況について、再度意見を求めたところ、1つには期末手当は値上げしても妥当だと、2つ目には次の議会からについて議論してよい、3つ目に

は引き上げることを前提にとなりつつある、誰だって高いほうがよい、4つ目には調査研究だけで結論を出すべきではない等々の意見が出たところでございます。当日の結論としては、16人となった場合を前提に議論を行うこととするということになりました。

次に、去る10月2日に再度特別委員会を開催いたし、議論を続行いたしたところでございます。前回の配付の資料について、それぞれ分析をされているものとの思いから、各自に感じられたこと、どのようにあるべきか、それぞれの考え方などにつきまして意見を求めたところでありますが、発言が余りございませんでした。

そこで、事務方を局長にて資料の説明を行い、再度意見を求めたところ、ちょっと若干多いんですが、1つには県内の上げ下げの情報という質問ですね、2つ目には16人を前提として十分審議してよい、3つ目には平成7年以降は2回報酬審に出された、否決可決を経ている、今回いずれ審議会にかけるだろう、4つ目には報酬審は独立、成果を審査、上げたほうがよいのか、それを突きつけるのは圧力にはならないのか、気にかかる、5つ目には問題点はない、住民自治の観点から市町はレベルは変わらない、改定されるべき、6つ目には議員発議でもよいが、私はどうかと思う、委員長が議長へ報告し、議長は町長へ申し出、そして報酬審議やと、こういう意見、7点目には結論は現状のままでいくべき、報酬審の圧力にならないようにはすべき、8つ目には議会の値上げはお手盛りとなる、9つ目には長与町はナンバーワンのまちである、ナンバーワンであるべき、期末手当はよそ並みにすべき、10番目には今の段階では現状でよい、11として性急に結論を急ぐべきではない、最後には今の段階で上げるのは難しい等々その他いろいろございましたが、等々の意見が出たところでございます。したがって、賛否両論といったところでございました。

さらなる議論を深めるきっかけになればとの思いから、委員長の私のほうから議員報酬の今後の考え方について及び議員の期末手当についての今後のあり方についてを提示し、説明をいたし、意見を求めたところでございます。その中で、反対、賛成の意見が出されたところでございます。したがって、全体的な状況から、これ以上議論を深める状況にはないとの判断から、議員報酬についての調査研究を終了することといたしました。よって、特別委員会に課されました5項目の調査研究は、全て終結することになったわけでございます。

最後になりますが、冒頭でも申し上げましたように、平成23年9月22日の本会議におきまして、議会改革等調査特別委員会が設置され、発足当初の委員長は今は亡き野中健次氏であり、すばらしい方でございました。心から御冥福を祈るばかりでございます。後を継いで私が今日まで委員長を務めさせていただきました。約2年にわたる調査研究に全議員一丸となって精力的に取り組んでいただきました。ここに改めて心から御礼と感謝を申し上げます。今後、議会改革の推進について、議員一丸となって取り組んでいくことが必要でございます。

議長

以上をもちまして最終の報告といたします。終わります。

(山口経正議員)

これで長与町議会改革等調査特別委員会報告を終わります。

日程第4、これから一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いいたします。

通告順1、竹中 悟議員の 町長のリーダーシップについての質問を許します。

20番、竹中 悟議員。

20番 (竹中 悟議員)

皆さん、おはようございます。

質問に入ります前に、去る10月、史上まれなる台風によりまして被災をされました伊豆大島の島民及び関係各位に対し、大変おくればせでございますが、心よりお見舞いと哀悼の意を表する次第でございます。一刻も早い復興をお祈りいたします。

それでは質問に入ります。

私は、今回、町長のリーダーシップについてお尋ねをいたします。

政権政党自由民主党は、失われた3年3カ月を取り戻すため、アジアを中心に世界を飛び回り、日夜、外交に、防衛に世界からの信頼を取り戻すため努力をしまいにしました。また、経済成長戦略でありますアベノミクス、3本の矢を打ち出し、今や円安、株価は安定し、経済は上昇傾向にございます。しかしながら、我々ローカル、地方への景気動向がいまいち見えません。国の借金は既に1,000兆を突破し、国民1人当たりの借金は約900万になっております。来年26年からは消費税も8%と上がり、国民生活は大変厳しさを増すと思いますが、ここは日本国民として歯を食いしばり、国民一丸となって耐え抜いていかねばなりません。

さて、我々、自由民主党長与支部は、長与町が抱えるインフラ整備並びに社会保障費、11項目を洗い出し、今年度、自民党本部幹事長室並びに政調会長室、国土交通省及び厚生労働省に3回、国土交通省九州整備局に2回、上記の解決のため陳情活動を行いました。10月には陳情時には本庁整備局指導下のもと勉強会をさせていただき、社会資本整備総合交付金の配分の考え方を御享受いただきました。その中、2000年の税収は51兆円、国債費22兆円、社会保障費17兆円、公共事業費12兆円、そのうちの街路事業費4,100億に対しまして、23年度税収は43兆と落ち込み、国債費は22兆と変わらず、社会保障費が29兆と大幅に膨張し、既に税収を上回っております。ちなみに公共事業費は5兆円、街路費は1,700億と激減をしております。地方のインフラ整備においては大変厳しい状況にあります。しかしながら、国の考え方をお尋ねいたしますと、やる気がある地方自治体に対しては交付金をおろすと、地方自治体の努力を注視をしておるという意向のことでございました。まさに町長のリーダーシップが国を動かす力とな

り、町の存亡にかかわっていると云っても過言ではございません。町長は、日ごろから最終に決断するのは私ですと言われております。ぜひ有言実行を期待したいと思っております。

そこで質問いたします。

1つ目、国際交流及び姉妹都市構想について、2つ目、職員再任用の考え方について、3つ目、榎の鼻土地区画整理事業内の公益用地の利用について、この3点についてお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、竹中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目、1点目の国際交流及び姉妹都市構想についてでございますけれども、先般10月15日から21日まで、姉妹都市のアメリカ国コネチカット州ウェザースフィールド町へ、これからの2つの町の親睦、今後の国際交流について協議するため訪問いたしまして、今後、積極的にさまざまな分野において国際交流を進めていくことを両町で確認をしたところでございます。

国際交流を取り巻く環境は、経済、文化、環境など、あらゆる分野において国際化が進み、日常生活において、国際理解や豊かな国際感覚が求められているところでございます。このことから、幅広い視野のもと外国人や異なる文化などと接することで町民の知識や経験を豊かにし、多文化共生のまちづくりを行うことができるものと考えております。

これまで長与町の国際交流事業は、長与町国際交流協会を主体に、町民を対象にした語学講座、外国の方々との交流事業により、町民が外国の方と触れ合える機会を提供するなどの事業を展開してきたところでございます。

一方、姉妹都市交流事業として、ウェザースフィールド町とは平成9年に姉妹都市締結以降、図書交流事業や両町の紹介資料等の情報交換、平成11年には町長、タウンマネジャー、議員が来町され交流を深めるほか、平成22年には小学校、中学校の教諭が来町し、両町の小・中学校での交流が始まったところでございます。

さらに平成23年には、ハイクレスト小学校とロングリバーミドルスクールより東日本大震災の義援金が送られております。また、中国ナンフィ区とは平成14年に友好交流に関する調印を行い、人的交流を実施してまいりましたが、平成21年にナンフィ区が上海市浦東新区との合併により消滅したため、現在ウェザースフィールド町が唯一の姉妹都市となっているところでございます。

今後の国際交流については、長与町国際交流協会での語学講座や外国の方々との交流など、多文化と触れ合える機会をさらに深めるとともに、ウェザースフィールド町が長与町の姉妹都市であることをより身近に感じていただけるよう、広報紙やホームページ等で情報提供に努めていくとともに、これまでウェザースフィールド町より寄贈いただいた品々の展示コーナー等を設置し、周知を図ってまいりたいと考えております。また、人的交流につき

ましても、ウェザーフィールド町との関係を軸に、両町民の方々の定期的な訪問や受け入れができるような環境づくりを図っていきたくて考えておるところでございます。

次に、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢は、今後、段階的に60歳から65歳へ引き上げられます。雇用と年金を確実に接続するため、平成25年3月29日に閣議決定された国家公務員に対する措置の趣旨を踏まえ、地方公務員についても、地方の実情に応じて必要な措置を講じるよう要請があっておるところでございます。

本町では、本年6月に再任用制度検討委員会を設置し、制度の内容や運用面についての研究、検討を重ねてまいりましたが、10月下旬に当面の実施内容を決定し、全職員へ周知するとともに、本年度定年退職予定者への希望調査を行ったところでございます。

今後3年間で40名を超える退職者が予定される本町の実情に鑑みますと、いびつな年齢構成の適正化を図りながら、新規採用職員数と再任用等による職員数の組織上の整合をとる必要があると考えております。したがって、当面の運用として、定年退職者の雇用形態といたしましては、館長等の嘱託職員と再任用職員を併用すること。再任用職員としての雇用は、職員定数に含まない短時間勤務を基本とすること。再任用職員の俸給は一般職2級を適用すること。再任用の任期は1年間とし、63歳までをめぐり、最終的には65歳まで引き上げていきたくて考えております、などの基本的な柱として実施する予定でございます。

なお、再任用制度につきましては、雇用する町と対象者にとってよりよい制度の構築を目指し、実施内容を検証しながら、必要な見直しを行っていきたくて考えておるところでございます。

次に、3点目の御質問でございますけれども、榎の鼻土地区画整理事業内の公益用地についての御質問でございますが、事業地区においては、地区計画の目標を定め、合理的な土地利用計画のもと建築物等に関する基準を定め、地区の特性に応じた利便性の高い、個性豊かな町並みの形成と、良好な居住環境を図ることを目標としておるところでございます。

この中の一つである公益系地区においては、公共公益施設など中心とする地区としております。地区区分面積といたしましては、おおよそ4ヘクタールありますが、一部、都市計画道路西高田線が含まれておりますので、これを除きますと2.7ヘクタールが公益施設用地となります。造成計画としましては、大きく3つの区画により造成中でございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

今回、たまたま私も国際交流について質問させていただいたわけですが、10月の15日から向こうのほうに訪問されたということで、先ほど行政報

告の中で御説明を幾らかいただきましたけど、ちょっとその説明をされるちゆうことを私もよくわかっておりませんでしたもんですから、重複するようでございますけど、今回の姉妹都市ウェザースフィールドに訪問したについて、詳細な概要をもう少し詳しくお知らせいただければと思いますので、その辺をもう一つお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今回、ウェザースフィールド町を訪問しまして、姉妹都市関係の継続についての確認ということを中心に、これからの両町の親睦、そして今後の交流のあり方について協議をするということでございました。

私、行って率直に感じましたことは、非常に歴史の深い落ちついた美しい町であったということで、姉妹都市であることを胸張って誇れるほどすばらしい町であったということを率直に実感をいたしました。

そして、私どもが訪問するに当たりまして、実行委員会をつくりまして私たちを迎えていただく、そういったいろんな計画を最初からしていただいたということでございます。

それで、何より感激しましたことは、ウェザースフィールド町のエルム・ストリートに「NAGAYO WAY」、つまり長与の道路という道路をつくっていただきまして、そこで長与との交流を非常に彼らも歓迎をして、そしてこの交流の意義を十分に感じていただいたんじゃないだろうかと思いません。

10月15日の夜に着いたんですけども、夜10時ごろにハートフォードに着いたんですよ。そしたら、そのときのジェフ・ブリッジタウンマネジャーが遅くにもかかわらずお迎えに上がっていただきました。そして、16日のタウンホールへ向かう準備をしていただきまして、その中でいろんなことの見聞交換をさせていただきました。その中で、図書館等々を見たんですけども、図書館の中には姉妹都市長与町という、そういったコーナーを設けていただいております、非常に協定文書を初め、長与町ゆかりのものを展示してありまして、大変大切に我々のことを扱っていただいているなというようなことでございます。

そして、そのタウンホールの中で、町長と関係者の皆さん方と我々6人の間でいろんな協議をする中で、行政組織の違いですね、向こうは議員さんで町長というのは無報酬でやるというようなことで、いろんな制度の違いもあります。しかし、そういったものを乗り越えて、お互いの町の教育について、文化について、そういったものをお互いに交流し、高めていこうということを確認し合ったわけでございます。

そして、その夜の歓迎レセプションを開いていただきまして、50名ほど集まいただきました。その中で、教育委員とか消防署、警察署長等々来ていただきました。特に消防署長さんは、私ども長崎が非常に消防団を大事にしてやってるということも知っておりまして、今度はぜひ消防団の方々と

もお話をしたいというようなことを言っていただきまして、その中でドナ・ヘンマン町長からの歓迎の挨拶もあったわけでありますけども、議長と私の間でスピーチを述べさせていただいたということでございます。

それから、次の日はコネチカット州の州議事堂へ参りました。そのときは州の副知事もお迎えしていただきました。そして、州の経済開発局長とお会いしまして意見交換をさせていただきましたけども、両方とも女性の方なんです。大変、だから女性参画というのが進んでると、こういうことも非常に私、共鳴をいたしました。

それと、18日の日は学校関係を中心に回ったんですけども、ハイクレスト小学校の先生が長崎のほうに来まして、長与町のほうにも来まして、いろんな交流のことを設定をしておりましたおかげで、生徒間同士のそういった交流もあったわけでありますけれども、その中で長与小がシスタースクールであるというようなことを言われておりまして、壁には長与小学校から贈られました書道がずらっと壁いっぱいには張ってありまして、そして、日本の中で長与町はどこにあるかという地図まで書いて示していただきまして、感激をいたしました。

そして何よりも感激しましたのは、小学校のクラスの授業風景をずっと見せていただきましたら、独立宣言とか、そういったものの暗唱、あるいはタブレットを利用した授業ということで、非常に自立、個性という、そういったものを重視した教育がなされたなというようなことでもございました。

私どもは、この交流を通じまして、今後はウェザーフィールド町としましては、タウンマネジャーを窓口として長与町との交流を図っていきたいというところまで詰めてまいりましたので、大変すばらしい今回の交流の場であったんじゃないかなというふうに考えています。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

わかりました。実は私も、これ平成9年ですから約15年前の話なんですけど、このときは、私は国際交流をする、姉妹都市を結ぶことについては賛成だったんですけど、場所的に非常に遠い、だから費用対効果という言葉を使うのは非常に不適切だと思うんですが、やはり現実的なものができるのかなという、そういう不安がございましたので、当時の担当、御存じの方もいらっしゃると思いますが、随分もめたという経緯があるんです。したがって、このことにつきましては、私も非常に神経質になっておりまして、この内容を何とか理解したい、納得したいという気持ちがありましたので、今回質問をしてるわけです。

今、そうですね、「NAGAYO WAY」というのがあって大変喜んだということ町長はおっしゃったんですけど、実は皆さん方、御存じのとおり、長与町にもウェザーフィールド通りというのがあるんですね。これはまなび野の後川内区画整理事業の宅地関連事業ということで、国からの補助においてこの道路を整備した。そして、そのときにちょうどこの姉妹都市の

提携を結んだということで、名前をウェザースフィールド通り、シーボルト大学の正面からショッピングのほうに下ってくる道をつくったという経緯がございます。それは私も大変うれしいことだと、その名前がお互いに助け合っているとということでうれしく思っております。

ただ、先ほど申し上げました費用対効果の中で、要は今回、町長行かれて、緊張と、それから責任感の中で体調を少し崩されたちゅう話も少し聞きましたけど、時間的にいきますと長崎 - 東京が2時間、東京からシカゴまで12時間か13時間かかりますね。それからシカゴからハートフォードが大体2時間から3時間、それからまたウェザースフィールドというふうに行くわけですから、待ち時間入れますと大体26時間ぐらいかかるんですね。経費も今回見てみますと約四、五十万、お一人かかっている。そして、先ほど行政報告の中で、6名行かれるのにエスコートが1人ついていっていると。ということは、人的に1人ではなかなか行けるところじゃないんですね。旅行なれた人であれば行けるかもしれませんが、それは子供さんたちを二、三人やるとか、それについてはもう大人も、そんないろんな関係者を連れていくとなると大変な費用がかかると、それだけの効果があるのかと。先ほど申し上げたように、効果があるということでやってるわけじゃないんですけどね。

ですから、これを本当にしっかりと自分のものにするというために、ちょっと詳細にわたり、再度質問させていただきたいのは、訪問の目的の、目的は今少しおっしゃいましたけど、これを一つずつ、目的と訪問の成果、成果がどう上がったのか、そして今後の対応は、まあ、先ほど向こうのタウンマネジャーを窓口にしてお話をされるといことがあったんですが、もちろんこれは教育委員会にかかわる問題もありますので、その辺まで今後の対応を具体的に考えておられるのか、この3点を、多分行かれる前にこれは十分に検討をされて行かれたと思うんですけど、この3つについて、訪問の目的、成果、それから具体的な対応策、今後のですね、これについて3点を質問します。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員さんがおっしゃったように、大変コネチカット州、遠いというようなところでございます。ただ、中国のナンフィ区が、これは上海市に統合されて、ないというところで、今ウェザースフィールド町が唯一の友好都市であるというふうなことでございます。

訪問の目的としましては、ここ10数年間、全然行ってなくて、向こうのほうの状況はどうだろうかというようなこともよくわからなかった分もでございます。そういう中で、私どもがそのウェザースフィールドに参りまして、もう一度確認するという意味もございまして行ったわけでございますけども、ウェザースフィールド町へ行く旨の打診をいたしましたところ、思う以上の歓迎の回答があったということで、ぜひ来てほしいというふうなことでございました。我々も非常にそれに対して大変心強く思ったわけでありま

す。向こうのほうも新聞等々に載せまして、長与町の訪問団が町長以下6名来るといふようなことで新聞にも話題になりましたし、早速、向こうのほうも議会等々入れてチームを組んだといふようなことでございます。そういう意味でいえば、私はこの訪問のところで非常に歓迎を受けたということで、私も行く目的、そして成果についても十分そのあたりができたんじゃないかと思えます。

ウェザースフィールド町としましても、わざわざ長与町との今後のやり方については、タウンマネジャーを中心にやっていきますよといふようなことも言っていただきました。そういったことで、非常にやりやすい状況になったんじゃないかなといふふうに思っています。

それから、今後の対応でございますけども、既に両町下における中高生や町民を対象にしたホームステイやホームビジット、周年行事への相互訪問と、こういったものが図れないだろうかといふことで、当然、予算面やいろんなものがありますけども、そういった面での交流依頼等について、今後、ウェザースフィールド町とも会話を続けていきたいといふふうに思っております。

そして、このウェザースフィールドと長与町が姉妹都市をやっているということも、また町民の方にもできるだけ知ってもらえるように、私どもも最大の努力をしまして、身近に感じさせるような取り組みを今後やっていきたいといふふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

実は前町長は3期12年間、全く訪問されなかったんですね。多分、私は費用の面、それから時間的な問題、その人的交流の問題を加味されて行かれなかったと思うんですね。その辺の違いといふんですかね、町長が今、考えておられる前町長との違い、その辺が少し明確になればと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

私、この件について、前町長さんとお話ししてないんで、どんなことで行かれなかったのかといふのは承知をしてないんであります。ただ、私は考えてます教育、文化のまち長与といふことで、今、長与に住んでおられる方々はもう大変な方、いろんな方々が、すばらしい方々が住んでおられるんですね。そういった面では交流していくっていうことは、今の長与にとっては十分必要なことではないかと思っております。確かに費用の多寡というのは関係ある部分はありますでしょうけども、そもそもは国際交流といふのはそういった世界の舞台の中で交流していくというのが趣旨でございますので、東海岸には東海岸なりの非常に歴史や風土、これはイギリスから上がってきて、そしてアメリカの原点があるわけですね。そこから西へ西へと開拓して行って、いふような、そういった原点である東海岸とこの日本が交流するといふの

は非常に意味があるんじゃないかと。

長与町は、実はもう800年前に一種の豪族として、地頭職として長与という名前があるんですよという話をしましたら、向こうのほうが大変驚きまして、長与町、そんなに歴史があるのかというようなこともおっしゃってありました。そういったことございまして、私は今の長与町にとっては、こういった交流をしていくことが非常に望ましいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

それでは、私も費用のことをとやかくあんまり言いたくないんですが、町民の血税ですから、それを有効に生かしていくという面では、随分と行政としては考えて考え抜いて、やっぱり進めていくということが必要だと思うんですね。

私どもの町には国際交流協会というのがございます。これとの兼ね合いです、今後これを全面的に国際交流協会のほうに委託というのはおかしいんですけど、そういう気持ちはないかどうか、当然、今からは人的交流ができなくてもインターネットちゅうのがありますから、それはモニターでお互いに話し合うちゅうこともできますし、文化の交流もできるわけですね。ですから、こういう費用に関しては国際交流協会のやっぱり協力も仰ぎながら、前面に表に出ていただいて活動していただくということが、私は適切かと思うんですけど、その辺の考え、どうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議員さんがおっしゃるように、国際交流協会というのがございます。現在、国際交流協会は役場の企画課を事務局として事務を行ってまして、協会が役場から独立して法人格を持って委託先になるということは、体制の面から実のところ困難であるわけでございますけれども、これから先、協会の体制を含め独立性が高まって、姉妹都市交流の基盤等々が確立していけば、交流協会が国際交流の拠点として活動できるよう、町としても支援していけるんじゃないだろうかというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

国際交流協会の会長につきましては、今度も同行された。実は私もある祝賀会で外語短大の理事長先生とお会いしまして、この旨のお話を聞きました。大変、ニューヨークにも何かお住まいになつたということで、海外に明るい方で、そういうことでは町と協力をしながら一緒に進んでいったらどうかと、そういうふうに考えております。

それから、国際交流と別個に、今回、今度は、私たちちゅうか、職員の方

も経験られる方いらっしゃると思うんですが、職員の海外研修ですね、今、大変財政が厳しいんですけど、海外に出るとというのは、やはり百聞は一見にしかずで大変有意義なことだと思うんです。やっぱり自分の肌で、その国の習慣など、いろんな部分、文化あたりを感じるということは、もう本当に百聞は一見にしかず、1回行けば100回聞くのと一緒ぐらいの価値があるわけですね。そういう分について、職員の海外研修について、昔はあったんですけど、再度、復帰させるお考えはありませんか、お尋ねします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃるように、職員の海外研修につきましては、海外研修によって得ることが大変多く、知識、見識を広めるということにつきましては、非常にもうこれはかえがたいものがあるかと思えますけれども、とはいえ、現在、財政状況とかいろいろ等々を考えますと、なかなか難しい部分もあるようでございますけれども、当面は国際交流における住民参加というのを優先させてやっていくときじゃないかなというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

それでは、この国際交流につきましては、最後に、今後、現実的な外国との交流は、ウェザースフィールドいっぱいかもしれませんが、近場の、前はナンフィというのがございましたね、先ほどおっしゃられたように、これは合併しまして消滅してしまいましたのでなくなったわけですが、ほかに現実的な海外との交流は今考えておられるのかどうか、その辺をひとつお尋ねしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

当然ほかにそういった有意義な形で国際交流できる場所があればしていきたいというふうに思っておりますけれども、今のところ、ウェザースフィールド町の交流が再度始まったというようなところでございますので、当面はここを優先的にやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

それでは、この国際交流につきましては、財源もあることですから、そういうふうに十分に担当課は研究して、何回も申し上げますように、皆さんが納得して効果があるような形で進んでいただきたいと思います。

続きまして、再任用のことにつきまして質問させていただきます。

これにつきましては、今回、私も26年、この同じような役場におらせていただいて、顔を思い出しますと、花の28回生ということですね。何で花

とつuitたのか私もよくわからないけど、花の28回が大変多いと、それから30年の卒業生、勇退される方が多いということで、かなりの3年間、4年間で数の方が退職をされるわけですね。そして、この退職をされる方の生活の保障というのが退職金はもちろんあるわけですけど、もちろん、何ていいですか、年金も1年間は無報酬になりますし、収入が大変少ないわけですね。そして、公務員というのは民間と違って、国の官公庁の要は技術官であるとか、そういう方たちはもうたくさん就職は、県の専門職あたりはもう引く手あまたで就職がたくさんあるんです。しかしながら、ローカルの行政の方の勇退者というのは、なかなか再就職ちゅうのは難しいんですね。ある面では専門家でありながら、その専門職につくちゅうのがなかなか難しいちゅうのが現状だと私は思っております。したがって、この救済をやっぱり幾らか私はしなくちゃいけないと思うんです。

そこで、今年度の退職者は正確に何名いらっしゃるのか、まずお尋ねします。

議長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (中山祐一君)
今年度、来春3月に定年退職を予定されてる方は16名いらっしゃいます。

議長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
そうしますと、今までの慣例で嘱託職員として施設とか公民館など、そういうところにずっと職が決まっていたわけですけど、今度はこの16名のうちに何名ぐらいが嘱託職員として出れるのか、その辺についての把握はされておられるのか、わかったら教えていただきたい。

議長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (中山祐一君)
現在のところ、来春、施設の館長されてる方で退職予定として把握してるのは1名でございます。

議長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
1名ということになりますと、単純にいきますと15名が職を失うということになるわけですね。職を失うというのは大変失礼な言い方ですけど、そうしますと、この嘱託職員、施設に就任されるのは、大体年々ぐらいを、1人ですね、考えておられるのか、その辺のちょっと考え方をお尋ねしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (中山祐一君)

これまでの過去の状況から見て、原則3年ぐらいということで考えております。

議長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
そうしますと、先ほども申し上げましたように、3年ですと、この30年も考えますとかなりの方が、要は1年間無報酬というふうな形になるわけですね。そうしますと、この退職をされる方々に、今回、再任用制度ちゅうのは、国からもいろいろ総務大臣から地方公務員の雇用と年金、継続についてという文書が3月に来てるんですね、29日にですね。だから、そういう救済をやりなさいというふうなお言葉が出てるんですけど、この退職者に対してのアンケートとか意見聴取などができているのかどうか、その辺についてお尋ねします。

議長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (中山祐一君)
当然、退職予定者、定年退職予定者につきましては、10月に調査を行いまして、11月の初めに回答をいただいております。

議長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
その結果といいますか、それは公表できるんでしょうかね。私としましては、再任用ちゅうのは非常に大きなウエートを占めてると思うんです。約40年間、行政職にいらっしゃって、それこそ有識者で住民と接してきた実績があるわけですね。民間の人たちは逆にその実績がないから、要は行政の職というのは大変価値がある職だと私は思ってるんですよ。ですから、これについて、ぜひ再任用で、嘱託職員ということで出れなかった方まで残っていただきたいという気持ちがあるんですけど、その辺について職員との、何ていうんですか、職員定数ございますね、職員定数とかなんとかのバランスがありますね。これについての考え方というのはどうですか、どういうふうな考えをお持ちですか。

議長 (山口経正議員)
総務部長。

総務部長 (中山祐一君)
一応この調査結果ですけれども、数名の方はもう再任用は望まないということではいらっしゃいます。そういうことで、フルタイムでも短時間でもどちらでもいいという方ばかりがあと残っているわけですけれども、あと新規採用職員の関係もありますので、その辺も含めて今後この二、三年大量退職になりますので、調整をとりながらそれぞれのところに配属をしていければというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

20番 竹中議員。
(竹中 悟議員)
そうしますと、今度は収入面からいきますと、大体、嘱託職員が今20万
ぐらいですか、月ですね。当然、バランスをとる必要があると思うんですけ
ど、この辺については、先ほど何か2級職員のあれに準ずるみたいなお答え
があってみたいですが、この辺についてはどのように、再雇用で残られ
る方の収入についてはどういうふうに考えておられますか。

議長 (山口経正議員)
総務部長 総務部長。
(中山祐一君)
今回、この再任用制度ちゅうて初めて運用しますので、これも検討委員会
開いている協議をしたわけですがけれども、一応、短時間の方については、
いけば勤務時間も施設に行っていらっしゃる館長たちと同じような勤務形態
になるかと思しますので、年間の給与っていいですか、総額についてはほ
ぼ同額を原則としてということで考えております。

議長 (山口経正議員)
20番 竹中議員。
(竹中 悟議員)
そうすると、年間240万ぐらいですね、20万の延べにしまして、大体
それぐらいの数字がいただけるということになりますと、私たちが65でい
ただくのが大体年間190万ぐらいですから、ちょうどいいぐらいな数字に
なるわけですね。それはもうぜひ、それ以上の金額はちょっと財政的に難し
いでしょうから、それは何とかお願いしたいと思えますね。
それから、再任用で、何か、ことし初めてそういう経験をされるというこ
とだったんですけど、隣の時津町は今2名ですかね、再任用、再雇用されて
るわけですね。
私は、一番難しいのは、再任用型が今、数名は拒否されてるという話を聞
きましたけど、その原因の中の一つに、やはり一般職員、現職の職員と、そ
れから再任用される方、やっぱり再任用される方は年上であって、係職とか
部長とか、そういう職におられるわけですよ。そうしますと、ここの立ち位
置ですね、勇退される立ち位置、ここが一番問題になってくると思うんです
よ。部長において、今度はそこに再任用なって、2級職員ぐらいだったら、
部長が名前が竹中だったら、おい、竹中、これコピーばしろとか言われたら、
それはもう頭にきますしね、そしてまた、現職の職員にしてもやはりそれは
言いづらいと思うんです。ですから、これは私の思案として考えたんですけ
ど、やはり名前だけでも顧問であるとか相談役とか、一つの名前をつけてあ
げて、セクションも机を1つずらすと、そういう形の中でお互いに理解をし
ていただいて、収入はこれはもう仕方がないですから、そういう立ち位置を
つくったらどうかなという考え持ってるんですね。行政の縦の組織の中では
なかなか難しいこともあるかと思うんですけど、それについては、町長どう
お考えですか。

議 長 (山口経正議員)
町 長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃるように、個人個人の感情ですから、そのあたりの立ち位置というのは非常に難しいと私も思います。そのあたりは十分、今申し上げました2級というような話もいたしましたけども、呼称とか、そういうものにつきましては、今後、もう少し、デリケートな部分ですので慎重に検討していきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
20番 (竹中 悟議員)

その辺をぜひ私は、専門職の本当に町民に接したエキスパートが、やっぱりもう60で去っていくというのは非常にむなしいことですし、町のためにもならないので、極力残っていただいて、そして部下の指導に当たっていただきたいということをお願いするところです。それについては、先ほど申し上げた立ち位置、収入、時間、いろんなものを徹底をしていかなくちゃいけないと思います。この辺についての職員の方に告知など、お知らせなんかは、先ほど何か委員会ができたということだったんですけど、もう進んでいるんですか。

議 長 (山口経正議員)
総務部長 (中山祐一君)

その退職予定者にアンケートを配付する際に、同時期に全職員に対して周知をしたところでございます。

議 長 (山口経正議員)
20番 (竹中 悟議員)

それじゃあ、3つ目の質問に行きます。榎の鼻土地区画整理事業の公益地の土地利用について質問をさせていただきます。

これにつきましては、概要を、これはもちろん民間の組合の施行の開発でございますので、行政ちゅうのは許可をおろす程度でございますから、詳細にわたってはなかなか説明しにくい分があると思いますが、この榎の鼻土地区画整理事業の概要を少し担当課のほうから説明いただければと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課 長 (道端和彦君)

概要でございますが、榎の鼻の地区計画、これも含めまして若干説明をしていきたいと思っております。

まず、榎の鼻土地区画整理準備組合結成ということで、平成14年12月に結成されております。それから、関係機関との調整ということで、都市局、農政部局と数十回にわたり調整をしまっておりまして、その中で、地区計

画により土地利用計画を明らかにすることによって、農振と農用地の解除が認められ、榎の鼻土地区画整理組合として事業認可がなされております。この間、約10年を経過をしております。

それから、この組合土地区画整理事業をするに当たっては、将来的に中心市街地となることを想定しております。ということから、無秩序な市街地を防止するため地区計画を策定し、周辺環境との調和、保全、計画的な土地利用、そして立地誘導を行い、ゆとりある居住環境の創出と合理的な都市機能を形成するものとして、集約型まちづくりを創造することを目標として、この地区計画が策定されておるところでございます。

このような中で、土地利用方針として4つの地区区分を設定しております。まず1つに住宅地区、A地区、B地区、そして3点目に公益系地区、そして4つ目に商業系地区、それぞれ地区の土地利用方針が定められております。

公益系地区におきましては、公共公益施設を中心とする地区としております。住居系地区におきましては、戸建て住宅を中心とした静観性のある町並みとすると、そして人口規模としては約350世帯、そして人口規模1,000人を想定をしております。商業系地区におきましては、近隣商業型、そして地域密着型の商業系施設を誘致することとして、町内の商業拠点となる土地利用を図ることとしております。また、この土地利用の地区区分に応じて、榎の鼻地区にふさわしい建築物の用途、そして密度、形態等についてもきめ細やかに定めた計画としております。

以上が主な内容でございます。

議長

(山口経正議員)

竹中議員。

20番

(竹中 悟議員)

私も、実はこの組合のほうから、平成17年、私というよりも自民党のほうに陳情がございまして、まず開発をやりたいと。ですから、14年に事業団体が発生をして、17年だったですかね、正式に組合の施行がなされたわけですが、それからずっと携わっておりまして、なかなかこの開発については時間がかかりました。これは農地の転用するのに、いろんな国の法律としましては農地転用ちゅうのはなかなか厳しいんですね。それとスプリンクラーとか、そういう国費を使ってる部分がありますので、そういう返還とか、そういうのがありますのでなかなか難しかったと私も理解はいたしております。

このように大体この地域としては、私も幾らか把握をしてるんですが、公益用地については、17年からのをずっと、大変これも今の町長じゃなくて申しわけないんだけど、要はプロセスがずっとあるんですね。開発をするにおいては、この地域を商業地、この地域を公益地にする、そしてこの地域を住宅地にするということで話がずっと、それを目的として結局、整備局のほうに許可を求めるわけですけど、これについて、商業地域についてはイオンタウンというのが時津のジャスコレベルの分が契約をされたというふうに私も聞きました。しかし、この公益地につきまして、まだまだ結論が出てない

というふうに私は聞いとります。しかしながら、先ほど申し上げたように、17年からのずっと話し合いのプロセスがあってるわけですけど、このプロセスについては内容はどなたか御存じでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)
町長。

町議長 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったように、私がそのときまだ町長でなかったんですね。間接的なことでしか聞いておりません。実質的な話ということについては、関連各部門、そしてまた関係者の方から聞いてるということでございます。

今御案内にありましたように、この商業施設につきましてはイオンタウンさんが来るということで、私もそのために道をつくったりとか橋をかけたりとかいろいろな形の便宜を図っておるわけでございます。公用施設につきましても、我々のところでも、こういうせっかくいいところでございますので、一つそういった公用施設の一角は町のほうとしても求めまして、やっていこうじゃないかというようなことで考えておるところでございます。

議長 長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

担当者も、もう随分前の話ですからお忘れになったり、そして、ずっともう勇退されたりして、事実がどこまでかということは御存じないかもしれませんが、私どもは結構、このてんまつ書を持ってるんですよ。その中で、これはあくまでも組合側がつくったもんですから、これを正しようとは私は思っておりませんが、そのプロセスというのはやはり大切にしなくちゃいけないなと思ってるんです。ですから、この公益用地につきましては、108床を持つ病院が今アプローチをかけてるという話を聞いとりますが、そのこともお聞きになってますか、お尋ねをしたいと思います。

議長 長 (山口経正議員)
町長。

町議長 長 (吉田慎一君)

組合側で誘致に向けて協議を行っていることは、私は聞いております。しかし、その内容につきましては、詳しいところの話は聞いておりません。以上でございます。

議長 長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

これをずばり言いますと、この病院とかなんとかは、それは民間のことでございますので、この中には、要は長与町がこの公益用地を購入するという話が載ってるんですね、正式にですね。この公益地をどのような形で利用するのかというのが一番大きな問題だと、私はそのように思っております。

それで、この間、コンパクトシティー構想委員会ですね、これはもう表に出ていいわけですね。答申をいただいて、この中に図書館の候補地をまず5

カ所選択をしたと。その中で、絞り込んでいって2カ所が今、適当な地域であると、適地であるということで指定をされてるわけですね。

実は前の町長あたりは、大体この図書館というのを一つの目標としてこの地域を購入しようという計画があったように文章が載っております。しかし、これも組合側がつくったことですので、正式には私も考えておりません。しかしながら、先ほど申し上げたように、コンパクトシティーの委員会ですね、これから出たところが今度2カ所であります。その2カ所で、農協の用地、これはもう言葉出していると思うんですけどね、民間になります。民間のこの用地が1カ所と、この開発の中の用地が1カ所、この2カ所が用意されてるわけですね。

そうしますと、前のプロセスのとおりそのままいくのかな、私はそのように期待をいたしております。といいますのは、やはり民地の場合は、当然人の土地でございますので、とやかく私たちがこの土地を利用するとか、この答申書を私が読みましても少し違和感があったんですね。何で民地なのにこういう特定の文書が書けるのかなと、結局、農協さんだからいいのかなと、それは私は余りちょっとおかしいと思うんですね。

民地の場合は、やっぱりいろいろ話を聞きますと、中に本当の個人さんのお持ち土地なんかもございますし、まず公共が否定するのには、やはりこの文書に載せるというのは私は時期尚早だと、そのように思っております。だから、したがって、それは当然、残された道は町が約束した土地の購入のこともありますし、ちょうど面積的にも1万平米ぐらいの土地がありますし、だから、この辺が適当だと私はそんなふうに解釈をいたしておりますが、これははっきり今断言はできないでしょう。しかしながら、ある種の考え方があれば、町長のお考えをお尋ねしたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

御指摘のとおり、これにつきましては、もちろんいろんな方々の意見を聞いてつくっていかうということで、先般、総合開発審議会のほうからコンパクトシティー構想における答申をいただいたばかりでございます。したがって、その答申の中に、今、議員おっしゃるようなところがよいのかなという形で、候補にもノミネートされておるわけでございます。したがって、この答申内容につきましては、町としましても今から十分に勘案しまして、速やかに決定することで進めていきたいというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

この榎の鼻の公益用地は、やはり民間開発でございますので、お金がかかってるんですね。ですから、やはり組合の資金計画もあるわけです。ぜひ初めの当初予定された平成17年からの動きを見ますと、この1万平米ちゅうのは当然購入をしなくちゃいけないことですので、それでは、この

土地は、その図書館は、今は明言できないでしょうけど、用地として明言できないでしょうけど、この土地の購入についてはどのように履行されるのかお尋ねをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
土地整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)
公益用地の約1ヘクタールの購入の件でございますが、購入に関しましては組合側からの申し入れ等もあっております。ということで、平成23年8月29日付で購入をすると、そういう旨を回答しておるところでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
それでは、この土地自体は購入をするということで解釈をしいいわけですね。

(「はい」の声あり)

20番 (竹中 悟議員)
そうしますと、町長、ぜひ、要はもうちょうどいい土地が、それも役場のど真ん中、真ん前にありますし、高台とかいう、この答申書が載っとりますけど、高田のほうから見たら低地ですから、高台ではありませんから、役場から見たら高地になるんですね。そういう分では、アクセス道路も私は下高田のほうに抜ける道がちゃんとできとりますし、これはもう十分に利用できる。そして、何せ、この資金面におきまして、やはり民地を、民地の話が出たのは、私の記憶では約十四、五億の話が出とったと思います。これはうわさでございますので、そういう話が出ております。その金額を想定しますと、それはもう約束もあるし、場所もいいしということですので、ぜひ図書館の場所として選んでいただくことをお願いしまして、これは要望したらいけないと今、議長からちょっとにらみつけられましたけど、そういうことで質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で11時まで休憩します。

(休憩10時49分～11時00分)

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順2、岩永政則議員の 新図書館の建設について、(仮称)平木場・葉迫線道路新設事業についての質問を同時に許します。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)
それでは、早速、一般質問に入ります。

私たちは日常生活をしているところは、それぞれ長与町であり、中でも地域、自治会でございます。人それぞれみずからが住んでいるところは、誇り

であり、自慢であり、愛を感じるものでございます。そのような長与町の中で、あるべき長与町づくりの方向づけは大変大事なことでございます。私は、幸せを実感できる長与づくりを目標に、その実現を図る手段として、選挙を通じまして、1つには健康、健康であるべき、2つ目には安心・安全なまち、3点目にはきずなのあるまち、4点目には環境がよいまち、5つ目には教育の5点をまちづくりの視点に据えて町民の皆さん方へ訴えてきたところでございます。

今回の質問では、まず第1点には、先ほど言いました5点目の教育の分野から図書館について、第2点には安心・安全の分野からの道路について質問をいたします。

1点目は、新図書館の建設でございます。

私は、これまで一貫して、仮称、生涯学習センターの名称のもと、その建設促進を訴えてきたところでございます。それは長与町公民館を含めた施設の必要から、その名称としてきたのでございます。

図書館の建設につきましては、今回の質問で7回目でございます。昨年9月の質問でも申し上げましたように、吉田町長就任以前は、一貫性もない、その場しのぎの答弁に終始していたと言わざるを得ません。建設の位置決定は町長の責任でございます。施設のあり方については、教育長の責任であるというふうに私は考えております。

9月に、まず吉田町長は、新図書館を建設しようとの考えがあるのかという私の質問に対しまして、建設に向けて努力をしたいという答弁をされました。これは初めての答弁でございまして、前向きであったというふうに評価をしているところでございます。

次に、私から建設場所については長与町農協の用地、一部借地のため相手がおられますけれども、ここを真剣に検討すべきではないのかとの質問に対し、位置的には一つの候補地として考えると答弁をされておられます。これも評価したいというふうに考えております。

私は、過去、社会教育主事の専門職として永年携わってきた経験から、図書館はまさに生涯学習の拠点であり、乳幼児から高齢者までの幅広い利用者であるがため、建設位置はどこの位置でもよいものではございません。まずは平坦地の位置にあり、高台はいけません。2つ目には公共交通機関に恵まれ、3つ目にはできるだけ歩いていける位置にあるべきであります。

ちなみに、長崎市は県庁と市役所の間に、一番中心市街地のど真ん中にございます。大村市も市街地のど真ん中に、今度、県立図書館と一緒に作るということ聞いております。隣の時津町もしかりでございます。このように考えてまいりますと、必然ながら位置は想定できるものでございまして、当然、財政を抜きには考えられなく、初期投資をできるだけ少なくして、手法を検討すべきであるというふうに私も思っております。

建設位置を想定すると、まず第1は、いろいろ出ておりますけれども農協の位置、約9,000平米ぐらいあるようでございます。第2には、町有地でございまして中尾城公園第一駐車場、それから第3には、老人福祉センター

の位置、それから現在の用地、それと先ほど質問でもあったように、検討委員会では開発中の役場前の開発地、そういうものに絞られておるようでございます。したがって、私は農協の位置以外は駐車場の確保が少ない状況にあるというふうに考えておるところでございます。

そこで質問をいたしますけれども、ここに至っては、早急に建設位置を確定すべき時期であるというふうに思っております。町長、農協の位置を第一として進めていく考えはないか、見解をお聞きをしたいと思います。

2点目には、昨年9月の私の質問に対して、農協の用地については、地権者の同意が必要だとの答弁でございました。当然でございます。それでは、地権者との今日までどのような協議をされてきたのか、協議状況について詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。また、今後、農協を含めた地主との協議の方策についての考え方をお聞きをいたします。

3点目には、新図書館についての整備基本方針等について、以下具体的にお聞きをいたしますが、整備基本方針、あるいはもう一つ出てまいります基本的な運営方針というのが出てまいります。これについては後に再質問で質問をいたしますけれども、差し当たりどのような内容であるのか、そのあたりをお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、大きい2点目の（仮称）平木場・葉迫線道路新設事業についてでございます。

上長与地区公民館前の洗切橋については、上長与地区全体の永年の課題でございました。私は、平成20年から5年がかりの取り組みの中で、今年3月、数千万の事業費により完成の運びとなり、上長与地区住民一同感謝に耐えないところでございます。

ところで、平木場地区については、道路整備が他の地区に比べて立ちおかれている状況にあると言えます。特に平木場地区から葉迫に至る道路は1メートル程度の赤道で、地域住民の生活道路として、また子供たちの毎日の通学道路となっているところでございます。このような通学道路は、長与町内のどこにも見受けられず、ましてや急な坂の部分があり、日陰のため滑りやすく、通学時にはこけてけがをするなどし、見るに忍びない状況でございます。

次代を担う子供の安心・安全の確保と消防活動の利便性並びに集落間交流等利便性の向上のため、道路新設に早急に取り組む必要がございます。町長の政治決断をお聞きをしたいと思います。以上で終わります。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、新図書館の建設について、岩永議員の御質問にお答えをいたします。

1番目の3点目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたします。私のほうからは、その他の御質問についてお伺いいたします。

まず1番目、1点目の建設位置について農協の位置を第一として進めていく考えはないかということでございます。

新図書館の建設場所につきましては、今後のまちづくりの核となる施設との視点から、コンパクトシティー構想推進委員会の専門的な調査報告に基づき、総合開発審議会より答申をいただいております。この答申によれば、新図書館の建設候補地として、議員御指摘の長崎西彼農協長与地点と榎の鼻土地区画整理事業の保留地の2カ所が推薦をされておるところでございます。このなされました内容につきまして十分に吟味をさせていただきまして、できる限り速やかに建設予定地は決定していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目の農協用地の地権者との協議状況、今後、農協を含めた地主との協議の方策についてでございますけれども、これまで農協への打診は2回ほど行っておるところでございますが、農協より明確な回答をいただいている状況ではございません。なお、本敷地につきましては、農協のほかにも数名の地権者がおられるところでございますが、この方々への打診はいまだ行っておるところではございません。

また、今後の農協を含めた地主との協議の方策についてでございますが、まずは農協の意向を十分に把握し、その上で必要に応じて他の地権者の意向を確認していくことになるものと思っております。

続きまして、2番目の平木場・葉迫線道路新設事業についてにつきましてお答えをいたします。

議員が質問されております事業でございますけれども、平木場 - 葉迫間を結ぶ既存の道路といたしましては、枯木尾地区を迂回する町道葉迫・枯木尾線がございます。

新たな道路整備の取り組みということでございますが、地域間の連絡道路として、またバイパス的役目も兼ねた利便性の向上に寄与するものと思っております。しかしながら、両地区間のほぼ中間点を頂点に大変勾配がきつい状況となっております。道路構造基準を満たすには、相当の切り土工事や盛り土工事、また大型の擁壁工事を伴い、さらに周辺部に隣接家屋もございするため、道路敷に必要な用地の取得及び補償費も必要となり、大きな財源が必要となっております。

事業化に当たりましては、単独事業では不可能でございますので、補助事業等を取り組む必要があるかと思っておりますけれども、現在のところ補助メニューとして採択されるには難しいのではないかと考えております。緊急性やさまざまな観点から、大変厳しい課題を抱えておりますけれども、今後とも検討を続けてまいりたいと考えております。

御質問にもございましたけれども、歩行者の安全対策としましては、防犯灯の設置を実施しておりますが、議員御指摘の路面状況の整備につきましては、地元との協議や意向もあわせ、原材料支給等、部分的な改修により歩行の円滑が図られるよう対応させていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

新図書館建設についての(3)新図書館についての整備基本方針等についてお答えします。

新図書館建設にかかわる基本的な内容については、昨年7月に立ち上げた長与町図書館整備計画検討委員会において、検討を重ねているところでございます。

現時点では、確定的な話を申し上げる段階ではございませんが、新図書館の基本構想としては、生涯学習の拠点、憩いと交流の拠点を掲げ、具体的には次の7つの目標を目指し、検討しているところです。それを申し上げますので、各項目の目標の頭文字を一文字だけちょっとメモしておいてください。

それでは、1つは、仲間との語らいに利用する図書館、学習や研究活動に利用する図書館、余暇の楽しみに利用する図書館という3つの利用目的と、町のみんながどこからでも利用できる図書館、和みと潤い、活力を与える図書館、ビジネス支援や生活情報、郷土理解などに寄与する図書館、最後に、役に立つ町の図書館という4つの図書館サービスを掲げています。この7項目の頭文字をとって並べますと「な・が・よ・ま・な・び・や」というキャッチフレーズができますので、これらを考え合わせながら、多くの町民に親しまれる図書館を目指してまいりたいと思っております。

また、建物につきましては、国などが示す図書館設置等の指標を参考にしながら、規模としましては延べ床面積が約3,000平米、蔵書数が約22万冊程度を想定しています。しかしながら、実際は財政面や建設用地などさまざまな要件によって決定されていくものと考えますので、これはあくまで目安として御理解いただきたいと思います。

また、利用者をふやす方法として、蔵書の充実が第一と考えていますので、蔵書の質、量の両面から可能な限り充実させていきたいと考えています。また、一定規模以上の駐車スペースの確保や利用者相互の交流の場の設置、それに町立公民館や学校図書館等とのネットワークも検討しているところでございます。

運営体制につきましては、公営がいいのか、民間委託がいいのか、他市町の選考事例を収集し、本町にとって最適な方法を検討しているところです。そのほか、長年の懸案でありました郷土資料の展示スペースを確保し、本町の貴重な郷土資料の活用も図ってまいろうと考えているところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

答弁をいただきましたけれども、それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

図書館につきましてからまいりたいと思いますけども、現在、町長ですね、全町民、今、町民の皆さん方が、図書館の建設につきまして知りたい情報は、何というふうに思われていますか。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

まず、施設のコンセプトではないだろうか、2つ目は図書館の機能、この機能につきましては、現在、教育委員会のほうに検討を進めておるところでございます。3点目が建設場所についてでございます。これにつきましては、総合開発審議会より答申をいただいたところでございます。工程を含め、これらの3点を明確にしていくことが施設整備が図られていく、皆さん方が一番知りたいことではないかというふうに思っております。

議長 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

これは冒頭で申し上げましたように、今回で私はもう7回目でございます。ずっと現在の図書館の用地の中で、ちょっと幸い私、行政におりまして、一定の方向を平成16年は出しておりました、110億で130平米ぐらいの面積で建設をするという姿図まで描いて出しておったんですが、それがもう9年、10年たちますけれども全く位置すら決定がされなく、今日に至っているわけなんです。だから、逆に言いますとやる気があるのかなのか、全く見えないというふうに、だから冒頭の質問の中でちょっと言いにくい表現を使わせていただきましたけども、教育長に、そういう状況に今日まで至ってきたということは事実でございます。したがって、町長、早急にこれは決断をすべきであると、そういう時期に来ておるんじゃないかというふうに思いますが、町長の決断のほどをもう一回お聞かせをいただきたいと思えます。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃるように、長い時間かかっているというようなことを今お聞きしておるわけでございますけども、新図書館の建設につきましては、多くの方々の意見あるいは専門グループをつくって諮問をしていただいて、一歩一歩実現に向けて進めておるところでございます。町としても、非常に大きな投資であります。まちづくりの核となる施設であるということから、施設のコンセプト、機能、そして建設場所を含め慎重に検討を行うとともに、一方では遅くならない時期に決断を、判断をしていきたいというふうに考えております。

議長 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

ぜひ、ひとつ決断をすべきもう最終段階にあるというふうに認識をしていくべきだというふうに思います。そういうふうなことでございますから、今答弁ございましたように、早急に決断を促しておきたいと思っております。

幸い、ようやくと言ったほうがいいかもしれませんが、コンパクトシティ構想検討委員会が立ち上がって、答申が先般配付をされたわけでございますけれども、一定の方向を示しているようですが、若干問題があるんじゃないかというふうに私は感じております。それは別として、私が思いますのに、今日、町長が早急に決断すべきことは、まず一つは、建設の位置にあるというふうに思うわけなんです、場所ですね。これはやっぱり町長の責任なんです。検討委員会とか、あるいは教育委員会の問題ではないわけでございます。これは位置ですね、そういう一定の基本的な方針については、町長の責任なんです。町長が決めなければ、後は進んでいかない。これ教育委員会は運営管理ですね、本来はそこにあるわけです。これは地公業法もそうになっておりますし、建設かれこれについては町長の責任であるということがはっきりしとるわけですから、まず建設位置をどこに決定するのかということが一つ。

それと建設の時期ですね、これ着工を含めていつするのかと、あるいは先ほどコンセプトということがありましたように、発想とか概念、こういうものをコンセプトというふうに申し上げますけれども、施設の内容等を、このあたりをやっぱり早急に決断をすべきだというふうに考えております。先ほど教育長から3,000平米で22万冊というような表現をされましたけれども、適切なのかどうかはわかりませんが、そういう考え方、そのものをやっぱり明らかにしていくべき時期に来ておるということを思っておりますので、この点、いかがお考えなのか、お答えをいただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、御指摘をいただいております建設場所ですね、それから整備工程、そして先ほどありましたけども施設の規模、機能、そういったものにつきまして、施設設備を進める上では不可欠な要素であるというふうに認識しておりますので、先ほど申し上げましたけども、もう少し時間をいただければというふうに思っておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

先ほどの最初の質問者との考え方が若干違うかもしれませんが、あえてコンパクトシティ構想検討委員会が農協の位置と区画整理地内のことを言及をされておられます。そして、区画整理地内のものについては、もう既に用地が購入されたかのような、だからデメリットの面にはこういうものが書いてない、そういう問題点もあるようでございますけれども、私は最初

から、この区画整理事業につきましては賛成の立場で促進をして、町長にも促してきた一人でございます。したがって、農用地の解除、あるいは農振のそういう変更等につきましても、いろいろ手法なり手段なりをアドバイスをしてきたつもりで、個人でできるものですね、きたつもりでございますけれども、この図書館の位置については、これは私の私見なんですので、若干聞いていただいて、そして区画整理の中身がどうなのかということ、町長、理解をいただくために若干申し上げますので、この位置の問題とかかわってのことでございますので、お聞きをいただきたいというふうに思います。

図書館の建設位置については、この地は私は除外すべきではありませんかというふうに考えております。なぜならば、今から申し上げますが、西高田の土地区画整理事業の中に1万平米を購入するとのことであろうというふうに推測をしておるわけですが、このことにつきましては、今年3月の一般質問で同僚議員が、若干長くなりますが、早く読みますが、同僚議員が購入目的を示せとの質問に、組合とは契約などは結んでいない、購入予定であるという答弁がされておりました。これに対して、さらに質問で、目的がないのであれば取得する必要はないのではないかとこの質問に対して、組合設立の段階から申し合わせがあっている、用地を取得する必要がないとなると、組合が処分しないとなくなると、組合の存続にかかわってくるので購入代となっているとの答弁でございました。処分は当然組合がすることであって、町が購入しないとなぜ組合の存続にかかわるのか、私は理解ができません。町民の皆さん、どのような理由をもって、町が購入することを申し合わせをしたのでしょうか、通常の行政行為では理解ができないところでございます。

この質問の問答を耳にして、全く不明瞭な行政であると実感をさせられました。これは前町長時代の申し合わせてであります。目的もない土地1万平方メートル、これは3,000坪ですから、例えば坪20万としますと約6億円となるものです。これは単純に掛けましてね。本当に購入してよいものか、私は疑問を持つものでございます。目的もない土地を6億円もの町民の税金で購入して、町民の理解が得られると私は思いません。長与ニュータウンののり面の一部を契約をしなくて、土地代も納入せず、そして所有権移転もせず、特定の人のために購入をさせるなど、前町長時代、全く不明瞭の事件が起きていました。これらの事件と似通っているような感じすら持つわけでございます。私は同僚議員の質問の趣旨、考え方と同感であります。利用の目的がない土地を購入する必要はありません。

今日まで長与町内での組合施行の区画整理事業は二丁間地区、役場の真ん前ですね、まなび野地区の2カ所でございます。これらの区画整理地区内の土地を町が一部でも購入した事例は全くございません。組合施行は地主が相集まって土地を出し合って、協議により住宅供給を目的に自主的に行うものであります。前提は地主の方々に自分たちの手元に幾らお金が残るのかなど、採算ベースを考えて実施するかしないかを決めるものであります。これが公共が、役場ですね、公共が組合施行の区画整理事業、その土地を購入してく

るなど貢献する理由は全くございません。だから、逆に今日まで町では開発指導要綱等を定めて、あるいは都市計画法などの法律に基づきまして、公民館用地とか建物を含めた、また公園用地など無償で開発者に負担をさせてきたところでもあります。町が有償でその土地を購入するなど、今日までは全くありません。また、してはならない行為であると言わざるを得ません。町長、疑惑を持たれるような申し合わせに乗ってはいけないというふうに思うわけです。それでも、この公民館の建設位置の選択肢の中から、この際、区画整理地内ですね、これが検討委員会でも出ておりますけれども、そういうものを選択肢として考えていくのか、私はこういう考え方からいくと除外をしていくべきではなからうかというふうに考えておりますが、町長の考え方をお聞かせをいただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

今、議員がおっしゃられたことについてお答えをいたしますと、今度の造成につきましては、民家350戸のほかに、商業地、そして公益施設というようなことで、大まかな区分がありまして、その区分の中で、長与町としてもこの区域を立派な町にしていこうじゃないかということで、公益施設の一画に長与町の施設がつくってもらえないかというようなことで、これが出てきたものでございます。しかも川よりも少し高台です。したがって、今、昨今のいろんな状況の中で、どんなことがあるかわからないような自然現象の中で、皆さん方が避難誘導される場所としても使えるだろうと思えますし、また長与町役場に近いということで、そういった意味でいえば、この長与町役場との連携もかなりスムーズにできると。そういうところに公益施設があるということで、長与町もこういったすばらしい土地ですので、その中に一画を持ちながら、この町全体の状況をより高めていくと、そういうような観点から長与町としてはこういった判断をしたというところでございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

十分、私の先ほど申し上げました趣旨は理解いただいたというふうに思いますので、物の考え方というものを適切に判断をして、だから前はこうだったんだからこうなんだと、やむを得んじやないのということは通らないわけなんです。だから、過去のやっぱりこうした区画整理事業、あるいは民間のデベロッパーによる開発ですね、そういうものの現在の長与町が歩いてきた今日までの動向も十分参酌しながら、役場としてどうかかわりができるのか、そのあたりは住民、これは町長個人の金を使うわけじゃないわけで、住民の税金を使うわけですね。だから、例えば先ほど例として申し上げましたが、6億か知りませんが、4億か知りませんが、そういう金を投資をして、それで組合施行の区画整理に加担をしていくという、そういう手法は今日まではなかったわけなんです。だから、逆に、例えば南陽台なんか南小用地、約

3万平米ぐらい、無償で提供するというような形で受けてきた、それも経過としてあるわけなんです。だから、考え方を180度転換するならするでいいでしょう。しかし、やっぱり行政には一貫性というものがあって、また公平、公正でなければいけないですね。これはもう絶対的に守っていく必要があるわけです。だから、そのあたりは十分認識を新たにされまして、やむを得んもんなどというような、そういう安易な考え方ではなくして、どうあるべきかをもう一度真剣に考えてみるという、いい機会だろうというふうに思いますので、その点を申し上げておきたいというふうに思います。

昨年、私が9月に一般質問をしまして、10月の発行の議会だより、見ていただきましたですか、町長は。この発行が出た折に、こういう手紙が来たわけですよ、私宛てに参りました。これはもう名前は匿名で参りまして、来たわけですが、要するに何て書いてあったかといいますと、農協の用地は非常にすばらしいと、いいところだと、いいことを言うてくれたということで、ぜひ理事者側とも協議をして進めてほしいというような賛同の手紙でございます。そして、ある議員経験者ってはっきり申し上げていいんですが、そういう人たちから複数の方、電話がありまして、いいことを言うてくれたと、だから一つ、いろんな地権者もおられるが十分協議をしながら、理事者とも協議をしながら進めてほしいと、だから協力にはやぶさかでないというような激励とっていいのかわかりませんが、そういう御意見をいただいて今日もおるわけでございます。そういうことでございますが、町長はこの話を聞いてどのように思われますか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

農協用地につきましては、今、議員がおっしゃるようないろんな判断の中から一つの候補地として答申が出ておるわけでございます。ところが、この用地は町有地ではございませんので、相手方があることでございますので、この点を十分踏まえる必要があるんじゃないかなということと、それから、ほかに候補地もいただいておりますけども、そういったところの比較検証も十分に含めて、今後検討を進めてもらいたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

質問でも申し上げ、あるいは前回は申し上げておりますように、相手方がおられるわけですから、これは初期投資を少なくするという表現を冒頭に私申し上げましたが、今現在、農協さんは借地で3名からお借りをされておられますね、借地。だから、それがもう何十年も金額は変えない、変えてないような状況も耳に私、もう数十年前に地権者の人から聞いておったんですが、やっぱり初期投資をできるだけ少なくしていくということになりますと、現在のそうした借地あたりが本人さんたちの意向もあられるというふうに思いますので、十分、今、町長も言われるように、相手がいるわけですから、お

られるわけですから、十分協議をして、先ほどの答弁では個人の地権者とは協議をしてないということでございますから、それは9月の段階で相手方もおられるということをおられるわけですから、当然その動向は調査されているものというふうに思って質問したわけですが、何もしてない、何をしとるんでしょね。だから、今、また再度言われたように、相手がいるということでございますから、十分調査をされて、それで初期投資がないような、そういう方法をぜひとっていただければいいのじゃないかなというふうに思います。

それから、次に、災害の関心事の一つには、位置の次には建設の時期の問題が出てまいりますよね。いつするのと、全く見えないですね。もう私から言わせると、10年来から全くあっち行きこっち行きと、前の町長はもう現在地で確定をしていきますというんでね、言いながら右往左往してきたわけです。全く見えてないわけですよ。だからこそ、先ほど言いますように着工の時期、あるいは場所、これは早急に確定をしていくべきだと、こう申し上げておりますけども、工程表等を持って作成をされて、どうするのかということをも十分やっぱり検討をしていく必要があるわけですね。こういうのは現在どうなっておるんですかね。何もまだないんでしょうか、あるんでしょうか、町長のお考え。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、おっしゃられた建設場所につきましては、答申をいただいておりますので、それを受けまして、早急に検討させていただきたいと思っております。

この建設場所の決定が終わりますと、住民の皆さん方の御意見を伺う機会を設けることも含めまして、できるだけスムーズに事務処理を終えまして、段取りがありますので、建設に向けてスタートさせていきたいと思っております。まだ、今のところ、工程表につきましては、そのあたりが決まらないとできませんものですから、そのあたりは準備進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

後で触れますけれども、次には、どのようなコンセプトのもとに図書館を建設をしていくのかという、そのための整備基本方針なるものが早急に策定をされるべきなんですね。これはいろいろ情報が新聞にも載ってございましたね、大村市の場合が合築なんですけども載っております。これは9月の25日の新聞にも載ってございましたが、大村の場合は、カフェとかレストランとか、子供の読書活動の推進、こういうものを盛り込んだ整備基本方針を策定をしたという報道がされておられます、あったんですね。また、長崎県が3月策定した基本方針とこの内容を整合して、調整をした上で施設の規模とか運営体制に関する基本計画を決定をするそうでございます。したがって、本

町ではどうするのか、これは誰が策定にかかわって、どのようにするのか、これは教育長がするんですかね、教育長、どこがするんですか。誰が策定に整備基本方針、後で別にまた出てまいりますけども、整備基本方針の策定なり、あるいはこれをどのようにするのか、そのあたりは誰がするんでしょう。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

現在は長与町図書館整備検討委員会なるところで、その原案といいまししょうか、たたき台といいまししょうか、そういうものを検討していただいておりますが、それをもとに教育委員会でもみながら、いろいろ町当局ともすり合わせながら検討していかなければいけないかなと、そういう状況でございまして、最終的には教育委員会と町のほうで一緒になってやっていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

これは教育長、よく存じておられるというふうに思いますが、文科省の図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのがございますね。これ私、持っておりますけどもね。ここの第2の1の市町村図書館の中の1の管理運営の中で、基本的運営方針を策定をして、これは公表するようになってるわけですね、なってます。そしてまた、基本的運営方針を踏まえて、適切な指標を設定して、これらに係る目標を設定し、さらには事業年度ごとに事業計画を策定し、これも公表するよう努めるというふうになってます。要は新しい図書館の運営をどのように行っていくのか、基本的運営方針が必要であるわけなんです。これが、逆に言いますと、要はこれができなければ新図書館の整備基本方針も、これはどっちが先なのかは別として、相両まって両方同時にやったほうが一番望ましいと、最初の整備方針ですね、それと運営上の問題、これは両方一緒が一番いいと私は思うわけです。

ところが、どうも整備方針もまだない、基本的な運営方針も策定はしてないんじゃないかというふうに思うんです。そうしますと、本当に図書館の今後のあり方というのは全く見えないと言っても過言ではないように思うわけなんです。これが両方一緒になって考え方をマッチさせた、そして来るべき図書館はこうあるべきですと、こうなんですと、こういうことでやっていきますということが言えるわけなんです、そう思いませんか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

そう思います。でも、いかにも何もしてないように聞き取れるんですが、やってるんですよ。昨年7月に立ち上げた図書館整備検討委員会ではやってるんです。しかもA部会、B部会と分けて専門的にもやってるんですね。そういう中で、例えば周りが自然の豊かなところにあるのか、あるいは交通

渋滞が一日中あるようなところでできるかによって、その何ていいまいしょうかね、設置とかなんかについて変わってくるじゃないですか。だから、場所が先か基本構想が先かというお話になってるんでしょうけども、どっちが先ということじゃないと思う、両輪だと思っんですけども、何せ場所が決まらん限りは、それがきちんと発表できないんですよ。あるんですよ、いっぱい、もうでっかい森みたいなのがあって、場所が決まればさあっと枝を取ったらきれいな図書館像つうのができるんですけど、それが今言えないところだというふうに御理解いただいて、本当に昨年からずっとやっていただいているんです。これには本当に専門家の方もいらっしゃる、そしてまた先般は、29日でしたかね、全国、そういう有名な図書館つくられた方を講師に呼んで、そういうお話も聞きました。そして終わってから聞いてみると、やっぱり場所が決まれば、そういうのも明確になっていくでしょうねというふうなアドバイスもいただきました。そういうふうに御理解いただきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)
岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

教育長ですね、言わんとするのはよくわかるわけです。ところが、町民の皆さん方にそういう内容が全く見えてこないじゃないですか、議会に対しても。見えておりますか、やってますよということの表現だけでは、やってますよというのね、それではわかりませんよ。だから、わかるようにやっぱりその発信もしながら、そして町民とともに進む図書館像という、そういうものを視점에当てた、そして住民とともにやっぱり歩いて、そしていい図書館を住民のためにつくっていくという考え方にまず立っていくべきだと。それには、場所も大事なんですよ、場所もそうです、言われるように。ここだと決まれば、それは何でもできるわけですが、まだ、もう何じゃ、今年いっぱい町長も決めるはずなんですけども、そういうふうに私思いますけども、きょうの答弁のあれでもすぐやりますなんて言うんですから、今年いっぱい決まるでしょうね、期待をしてですね。

それで教育長、整備基本方針、もう一回言いますね、整備基本方針、それと基本的運営方針、この2つをセットで早急に、これ仮定の中でもいいじゃないですか、もうコンパクトシティー構想検討委員会の2つに絞られたところが出てきたわけでしょう。そうすると、仮定のこの整備方針なり、あるいは基本的運営方針なんかできるわけでしょう、ですね。だからそういうことを前提にしながら、早急にやっぱりつくっていくべきなんですよ、つくっていくべき。そうでないと、やってますよ、やってますよと、してますよと言っても、全く見えないじゃないですか、どうするんですか。

議長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課 (和泉嘉彦君)

課長 確かに運営方針まで含めまして、先ほど教育長のほう答弁いたしましたけ

れども、両輪だというお話でございます。確かに運営方針まで含めて早急に明らかにするというのが本来のやり方なのかもしれません。しかし、ただ、私どもちょっと考えておりますのは、まず基本構想なり基本計画、そういう大きなものができた上で、じゃあ、それをもとにそれを含めた形で施設の運営方針といいますか、そういうものが決められていくべきではないのかというふうに私考えております。

そういうこともございまして、明らかにすることってというのがまだできる段階ではございませんけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、整備計画検討委員会の中で、そういうことも含めて内容の充実に努めておるところでございますので、その辺、御理解いただきたいというふうに思います。

なかなか住民の皆さんに図書館の経過が見えてないというふうな御指摘でございますけれども、今年、町民アンケートを実施をさせていただきました。そういう中で、図書館に関する関心も少し高まっているのかなというふうに感じております。また、広報紙の中でも整備計画検討委員会の内容について、わずかなスペースではございますけれども公表していきながら周知を図っていくということもしております。そういうことで御理解をいただければというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

私どもの考え方の違いがあるような感じをしますけれども、要は運営をどういうふうな形でやっていくのかというのは、この整備基本方針のその方針に基づいてやっていかないかんというのはわかります。ところが、逆に言いますと、整備方針を定めていくのには運営の方針なり、あるいは運営の方針の中には規模とかいろんなものが入っていくわけですよ。そういうものをもって、これは具体化しなければ整備基本計画ってできないわけなんですよ。だから私が先ほどから言うように、両輪のような感じで両方相まって、方針の策定には両方を一つセットでやっていくべきだろうというふうに思っておりますので、考え方の若干理解が私の考え方とは違うようなんですが、私も勉強しますけれども、あなたももう少し勉強していただいて、本当に私が言うのがうそのなか、あるいは本当なのか、後でまた議論しましょう。だから、お互い切磋琢磨、勉強しながら、いいものをつくっていかないかんわけですから、目的はね。だから、その点は十分検討をしておいていただきたいというふうに思います。

次に、平木場につきまして再質問をいたしますけれども、この路線の新設につきましては、平成19年以降、一般質問をしまして、あるいは所管との協議とか、あるいは町長との協議等を重ねてきたわけなんです。それで、平成23年12月、もう改めてどうにもならないので何とか署名活動をやるうということを決めまして、全世帯、署名活動を実施をしたわけなんです。その結果、留守等もいろいろあって、急ぐ関係がありまして、約170か180ぐらいの署名が集まって、平成24年1月、町長、吉田町長になる前です

ね、1月の16日に前葉山町長に対しまして陳情いたしたところでございます。そのとき葉山町長の回答は、1つ、地域の懸案事項であり早急に着手できればと思っていると、彼はよく現場を知っとるわけです。それで、現場を十分見ていると、今後、測量設計を出してみようと。それで二、三、方法を考えてみようと、その結果は、地元で提示をしましょうという3点の約束をしていただいたわけなんです。回答をいただきました。この回答に対して、地元の自治会長以下、協議をした結果がこうでしたので、地元は大きな期待を持って現在も待っているという状況であるわけです。

そういう状況でございまして、前の町長、いろいろございましたけれども、約束はもうすぐ守っていただく、そういう人であったわけです。私も何十年からのおつき合いもしてまいりまして、特に三根地区のもう半生記にわたる未解決の分がございまして、私が全部中身をするから予算をつけてよと、そしたらやりましょうと、やろうというて、戸隠橋から県道の個人用地になったところなんか、これ全部解決しまして、それで100メートルぐらいの改修をしていただきました。非常にこれはもう喜ぶというよりは半生記から成る解決をしていただいたわけなんです。それで、洗切橋、冒頭言いますように、7メートルに拡幅をしていただきました。

そして西側の埋め立てのところの草ぼうぼうしておりまして、それでここ芝生に何とかせんと、私ちょうど企画部長時代は売り払いの担当をしまして、角煮まんじゅうがようやく入れたわけですが、それ以外、売れないわけですよ。そういう非常に問題があったもんですから、寝転んでいいような芝生広場をつくらうやということを提案しましたら、おまえ、下のほうばかり、そんな言うなと、上のほうはどがんするとかという話、上のほうちゃ何かっていったら、ダムの上の広場ですね、このことと、それじゃ、私あわせてセットで話をしましょうということで、その9月の一般質問のときは、もう予算を両方ともつけたわけですよ。そして実行に移っていただいたわけですね。だから、言ったことはいろいろニュータウンの道路の整備の問題とか、池原地区の下水道の問題とか、もう付された課題はほとんど約束をしてくれて、言ったことはもう全部やっぱりしてくれた。本当にそういう面ではすばらしい人だというふうにも今でも私思っておりますのでございます。

したがいまして、そういう経過を踏まえて、先ほどの答弁では全くそういう動向を踏まえない、それは枯木尾の何か迂回路があるとか、何ですか、あれは。そういう問題じゃないんですよ。だからこの3点を約束をしてくれたわけですね。そして、今度、新たに町長には後で申し上げますけど、再度陳情を申し上げておったんですが、そういう状況でございまして、現在の取り組みは十分されとるもんというふうにも思っておったんですが、してないんですね、何も。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)

先ほど前町長のお話があられましたが、可能なものはやったという事実で

ございます。

この路線は、ちょうど農業関係の補助事業ちゅうのは平木場一般区域ですので、農業関係の事業でもくろみを行いました。これは実際、費用対効果とか、そういう関係で不可能ということになっております。測量につきましては、当然、費用が要りますので、一応、地形図で精査して、県央と協議いたしました但し不可能な状態になっております。

現在のところは、先ほど町長がお答えしましたように、通学路としては街灯も3基ありますし、現場も歩きましたけれども十分な幅員がございます。そこに新設道路ということになればかなりの障害があるので、補助メニューが見つかるようなことを考えておりますが、今の段階では難しいということでお答えさせていただきます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

十分検討していただいて、そういう経過がございますので、よく考えながら対応をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

また、吉田町長に対しましては、6月に町長に陳情を申し上げておりますんで、これ、よろしくお願ひしたいというふうに思いますが、補助事業がなかなかないという状況もあるようでございますけども、十分検討されて来期に向けて、ぜひ町長の新町長としての政治的決断を期待をしておきたいというふうに思います。

それじゃあ最後に、以上をもちまして私の質問は終了いたしますが、今までの質疑の中で、答弁に具体性のなかった事項につきましては、町長の政治決断と事務方の前向きな取り組みを求めておきたいと思っております。私も町長も一緒なんですけども、目的は同じだろうというふうに思っています。町の皆さん方が長与に住んで本当に幸せを実感できる長与づくりであってほしいなというふうに思うわけでございます。主に町民の皆さん方に視点を当てて、疑惑とか疑問を持たれない公平、公正な、透明な行政運営に期待をいたしまして質問を終わりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で13時15分まで休憩します。

(休憩11時59分～13時15分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、安部 都議員の 教育行政について、 高齢者見守り事業と地域支え合いICTモデル事業についての質問を同時に許します。

2番、安部 都議員。

2 番 (安部 都議員)

皆さん、こんにちは。午後一番バッターとなりました。ちょっと今ふらふらとしてしまいましたけれども、今から気合いを入れていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは質問をいたします。 教育行政についてお伺いいたします。

昨今、学校や子供たちを取り巻く環境も社会の変化とともに複雑化、深刻化しています。学校現場では、教育条件整備や入試改革が進まない中、国際社会、情報社会に生きる子供たちにとって必要な平和、人権、環境、共生の教育は必要不可欠であり、点数学力を競い合うことや互いの人権が尊重されないなど、いじめ、体罰問題など多くの課題を抱えています。そのことを踏まえ、下記の質問をお伺いいたします。

(1) 全国学力テスト等の本町の状況はどうか、お伺いいたします。

(2) 文部科学省は、来年度から学校別平均点の公表を市町村にも検討すると言われますが、町の見解はいかがでしょうか。

(3) 教職員の時間外過重労働はいかがでしょうか。もしあるのなら、改善点はどのようなことをなされているのでしょうか。

(4) 本町の中学校での乳幼児親子ふれあい体験の実施の検討はないのか、お伺いいたします。

(5) 男女混合名簿の実現に向けてのこれからの検討はないのか、お伺いいたします。

(6) 本町での教育方針は何でしょうか。30人以下の学級編制が望ましいですが、これについての見解をお伺いいたします。

高齢者見守り事業と地域支え合いICTモデル事業についてお伺いいたします。

(1) 社会福祉協議会との連携による住民参加による高齢者見守り事業や地域支え合いICTモデル事業の取り組み状況はいかがでしょうか。

(2) 福祉委員は、毎月、現在、ボランティアで献身的な活動を実施していらっしゃるようですが、通信費など自己負担をなさっております。予算確保はできないのか、お伺いいたします。

(3) ICTによる高齢者見守りと、災害時要援護者支援マニュアル作成とのコラボにより住民、民間事業者など地域と連携し、支援体制づくりをどのようにつなげていく予定なのか、お伺いいたします。

それでは答弁、よろしくお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、安部議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会のほうから回答をいたします。私のほうからは、2番目の御質問についてお答えをいたしたいと存じます。

まず、1点目の御質問につきまして、高齢者見守り事業や地域支え合いICTモデル事業の取り組み状況につきましてでございますけれども、長与町地域福祉計画及び長与町社会福祉協議会が策定した長与町地域福祉活動計画に基づきまして、平成23年度及び平成24年度の2カ年は県の補助事業を活用いたしまして、長与町社会福祉協議会がモデル事業を実施し、平成25

年から地域福祉活動計画推進事業として実施をしておるところでございます。現在7つの自治会が活動し、2つの自治会が活動準備を行っているようなところでございます。

地域支え合いICTモデル事業につきましては、現在、長崎県と協議を重ね、基本となるシステム構築に着手をしているところでございます。また、モデル地区への説明につきましては、10月27日及び11月2日に百合野3自治会を対象に、自治会役員のほか、現在、社会福祉協議会と自治会で実施をしております高齢者見守り事業の福祉員さんにも御参加いただき、説明会を実施をしておるところでございます。

今後、長与町版の地域支え合いICT事業内容やモデルの対象となる100世帯の選考につきましても、自治会と協議をしながら進めていきたいと考えております。

次に、2点目の福祉員の自己負担分の予算確保についてでございますけれども、現時点では1自治会当たり福祉員などの活動費として年額5万円を、事業立ち上げ時に限り5万円を追加支給する形で、委託先であります長与町社会福祉協議会から助成をしております。

今後は、町内への普及率や業務内容の変更などを見守りながら検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、3点目でございますけれども、支援体制づくりをどのようにつなげていく予定かという御質問でございますけれども、現在進めております地域支え合いICTモデル事業による高齢者見守りは、日ごろの日常生活における対象者の安否確認を行うとともに、行政、自治会のお知らせや防災情報などを提供するものでございます。

このICTによる高齢者見守りシステムを災害時にどのように活用していくか、また今後、災害時要援護者支援マニュアル作成時に長与町防災計画との整合性も図りながら、また住民、民間事業者などとの地域での連携体制も含めながら研究をしてみたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

多岐にわたり多くの質問をいただいておりますので、少々時間がかかるかと思っておりますけれども回答いたします。

の教育行政について。(1)全国学力テスト等の本町の状況でございますが、ことしの長崎県は、小・中学校とも全ての科目で、これはテストが国語、算数・数学の2教科で、各教科が基礎編と活用編に分かれていますので、小学校が4科目、中学校が4科目の合計8科目となるわけですが、この全てにおいて、県全体は全国平均に届かず、県教委は危機感を持っているいろいろな対策を検討しているようでございます。

そういう中、我が長与町は、小・中学校とも全ての科目で全国平均を大きく上回っていました。この結果から総括しますと、本町の子供たちはこれまで同様、よく頑張っているというふうに評価しております。今後とも各学校

の課題解決と弱点補強に努めながら、さらなる学力の向上を目指してまいります。

2点目の学校別平均点の公表についての町教委の見解について回答いたします。

学力テストの結果の公表については、文部科学省が示します実施要領がありまして、それに沿って処理しております。本年度は、学校ごとの結果公表は各学校の判断となっていて、各市町村の結果公表は、各市町村教育委員会の判断となっております。また、国は全国と各都道府県の結果が公表できて、既に新聞等でも報じられたところがございます。このような実施要領でございますが、本町では各学校の結果は公表していません。もちろん子供たちには、その子の結果や課題を個人面談しながら指導したところがございます。

来年度の取り扱いにつきましては、今、全国で一番注目になっているニュースだと思うんですけども、先週末、11月29日付で文部科学省から来年度の実施要領の概要が示されたばかりでございます。それによりますと、これまでと大きく異なる点は、市町教育委員会の判断で学校名を明らかにした結果の公表が可能になったことでございます。公表するに当たっては、分析結果や改善策も一緒に提示し、平均正答率だけとか順位づけをした一覧表などの公表は禁じられています。しかし、もし公表された学校ごとの結果を第三者が収集すれば学校間の序列は簡単にでき、過度な競争や序列化にもつながりかねませんので、我々としましては県下各市町教育長会で議論したり、あるいは各学校と協議したりしながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

3点目の教職員の時間外過重労働はどうかということでございますが、そして改善点はあるのかでございますが、教職員の仕事は児童生徒を預かる仕事であり、勤務時間が終了したのですぐ帰るというわけにはいかない場合が多々ございます。翌日の授業の準備や保護者との対応や部活動の指導など、勤務時間外まで残って仕事をしているという現状がございます。

そういう中、各校長さんにはできるだけ早く帰宅するよう呼びかけをお願いしていますが、学校行事前とか学期末等になりますと遅くまで残る場合もございます。ただ、長与町では、教職員の出退勤時刻をパソコンで管理していますので、それを見て校長は、特に長時間に及ぶ場合は指導を行っています。

過重労働の改善策としては、パソコンによる事務の効率化もあります。本町では、各教職員に1台ずつパソコンを配備していますので、連絡事項や情報の共有化などで、かなりの業務の効率化が図られていると思います。また、県教委のほうから教職員の校務負担軽減に向けたプラス1運動が推奨されていますので、学校と町教委が一体となって取り組んでいるところがございます。その中には、学校行事の精選とか、各種大会への参加や応募の精選とか、学校に寄せられる苦情を1人に任せないで複数で対応することなどがございます。

4点目の本町の中学校での乳幼児親子ふれあい体験の実施の検討はあるか

についてでございますが、学習指導要領が改訂され、技術家庭科で家族・家庭と子供の成長という内容を履修するようになっております。そこで、町内のある中学校は保育園を訪問し、乳幼児とふれあい学習を行っております。また、別のある中学校は、乳幼児を持つ保護者に呼びかけて、学校に来ていただいて乳幼児と触れ合っている学校もございます。また、技術家庭科の学習以外にも、職場体験という総合学習の中で幼稚園や保育園を訪問し、乳幼児とふれあい学習を行っているところでございます。

5点目の男女混合名簿の実現に向けてのこれからの検討はないのかについて回答いたします。

男女混合名簿につきましては、安部議員さんからは幾度となく御質問いただいておりますが、これまで答弁してきたように現在のところ検討は考えていません。

私は男子、女子という、この性差は、生物学的な区別であって、区別は差別でないと考えます。男女の性差による差別意識の撤廃は、混合名簿にするか否かという形式論ではなく、子供一人一人が男女それぞれの性差を認め合い、お互いを尊重して行動できるような内面的な心情の育成だと考えます。だからこそ、思いやりの心、優しい心の育成にもっともっと力を注いでいきたいと考えております。

確かに、混合名簿には、賛否両方の声があることは承知しています。しかし、混合名簿に赤のラインマーカーを引きながら男女を区別して利用したり、最近はどうも名前からは男女の区別が難しいという声を聞いたりしますと、あえて混合名簿にしなくてもいいのかなあというふうに思っているところでございます。

6点目の本町での教育方針は何か。30人以下の学級編制が望ましいが、それについての見解でございますが、長与町の教育は、生命のとうとさや個人の尊厳を重んじることを基調とし、郷土の伝統や文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、公共の精神を身につけ、我が国や世界の発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成を目指すために、学校、家庭及び地域住民はみずからの役割と責任を自覚し、お互いに手を携え、町民挙げて子供たちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る、これが本町の教育方針でございます。それに向けて今、楽しい学校、温かい家庭、住み続けたい長与という合い言葉で頑張っているところでございます。

学級編制につきましては、教職員の定数標準法という法律に定められていて、通常学級は40人の編制で、小学校1年だけは35人編制となっております。これが法律で定められた国の基準です。しかし、長崎県では通常学級は40人編制で、小学1年は30人編制、小学2年と6年及び中学1年は35人の編制と弾力的な運用を行っております。ただし、この基準によらなくても町が県と協議し同意が得られれば、基準を下回る編制も可能でございますが、その際必要な教員の確保は、これは町が単独で行わなければなりませんので、これは財政的には困難でございます。

我々としましては、関係機関と連携しながら、まずは、小学1年生以外の全ての学年で35人学級編制をお願いしているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

それでは、再質問に移らせていただきます。これは今からちょっと順不同に質問させていただきますが、御了承ください。

今、答弁でもありましたように、本町の小学校、中学校の4科目それぞれは全国平均を大きく上回っているというお答えがありました。先生方も非常に努力をされておりまして、そして子供たちも一生懸命頑張っているんだなということが本当にわかりましたけれども、それに伴い、やはり先生方も非常に多忙であるという昨今、学力調査というものも全国学力調査、また県の学力調査とか、それぞれほかにもございますけれども、非常に子供たちにとっても忙しいというような思いがするんですけれども、県での学力調査というのは余りそう必要でもないのではないかというふうに私思うんですけども、そのあたりはいかがかお思いでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

県の学力調査ですか。これは県教委がやっているわけございまして、私たちはそれを受けているわけでございますが、一つの節目として学習をしたならば、それを学習評価というのは一連のセットでございますので、それを評価して指導に生かすということは、私は価値があるのかなと。問題は、その生かし方だろうと思うんですね。点数だけばあっと並べて、どこがよかったっていう、そういうことだけひとり歩きすれば、まさに安部さんがおっしゃるように点数学力になってしまって、点数というのはテストしたその部分だけの評価ですからね、あれっ、質問何でしたっけ。私は指導と評価ということで、生かし方を上手に生かしていけばいいのかなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

生かし方がどうかということなんですけども、まあ、そうですね、先生方もテスト、テストということで、非常に行事も多い、テストも多いという中で、ちょっと時間的にもやはりこういったテストで1年間ずっと追いまくられて、かなりハードじゃないかなというふうにも思うんですね。それに伴って、また来年度から文科省が提示いたしました市町村に各学校ごとの点数、全国平均点数を公表することができるようになったという、それも学校名も公表し、そしてまた、中身の内容ということもそれぞれと提示するということになるわけなんですけども、それについて、やはり先ほど教育長が言われ

ましたように、非常に序列化につながりかねないんですよね、この公表ということに関しましては。やはり教職員の過熱化、序列化、そして子供たちへのストレス、過度な競争心、そしてまた、塾間での、それでも子供たちが塾に行ったら、またそれに伴ってどこどこ学校は成績優秀ねえと、どこどこ学校はちょっと下のほうねえとかいう、やっぱりそういった非常に親としても子供たちのはざまの中で差別とかいじめとかにつながる、これ要因にはならないかなっていうふうに思うんですけれども、そのあたりはどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

今、ずっと質問が長かったんですけども、前半はテストで非常に忙しくなるというけど、1回なんですよ、年に1回、4月22日に。これが2回も3回も学期ごとにするってことじゃありません。年に1回するというございますね。

それから、おっしゃるように、結果の点数だけを公表しますと、A中学校は何点やった、Bは何点だったといえ、それを例えば一覧表にして順位をつけとらんでも第三者はすぐそれを聞けば序列がつくじゃないですか。それ、そういうことが目的じゃないんですよと、ここがちょっと弱いね、あなた、ここが弱いね、この学校はもっとこういうところに力を入れてほしいねという、そういうのを示す中で、平均点もというふうに国は言ってるし、私たちもそれはそうだろうと思うんですよね。ですから、それを公表するのかわしいかというのは、今、おととい出たばかりなんです。だから、はい、しますとか、いえ、しませんとか、そうじゃなくて、どういうふうにしたが一番子供たちになるのか、今おっしゃったようなそういう危惧も十分考えておりますので、そういうのを近隣それぞれの学校、それから県内のいろんな教育委員会とも協議しながら検討してまいろうと、そういうふうに先ほど答弁したんです。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

その目的は、要するにそういった子供たちの序列化につながらないようという形で言われましたけれども、実際問題、第三者の塾関係に知れた場合、実際的には、結果的にはそういったことになるのではないかなというふうな結果もやっぱりなきにしもあらずというところですよ。でも、そこが非常にやっぱりそういうふうに表示されるということの重大さというのが、危険性といいたいでしょうか、そういったところで、子供の、誰々ちゃんは成績優秀なところに行ってるんだとか、私は学校に行きたくないとか、何かそういったことがやはりどうしても広がって、風潮が起こっていくのではないかなと非常に思うわけなんです。やはり本町ではまだ今、協議中と言われましたけれども、公表をすればかわしいとか、そういったお考えはどうなんで

議長 しょうか。
(山口経正議員)
教育長 教育長。
教育長 (黒田義和君)
それを協議ということですよ。例えばですよ、もう極論すれば、うち以外、全部が何らかの形で公表したとしますよね。そして、うちだけしなかったと、もうそれでいいのかという、また問題もあります。一つは説明責任ということもあると思うんですよ、預かって指導してることについてはね。だから、ここでは、今の段階では、そういうのも含めて検討しますということでは言わせていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
安部議員。
2番 (安部 都議員)
検討していると、検討していくということですけども、私としては公表するということは好ましくないのかなというふうに思うわけですね。なるべく公表しないようなお考えで、何かやっていただきたいなというのもあるんですけども、今、現在、やっぱり保護者のデータでは、4割は賛成ということでは出ておりました。6割は反対の調査結果が出ているということなんですよね。親御さんたちもなるべく、やはり反対の意向が多いのかなというふうに思いました。そののところはしっかり格差社会を点数の競争教育によって生み出すというのではなくて、その共生の教育ということで、社会、日常生活ですよ、そういう働く力や豊かな学びの共生社会ということをつくり出すことが、やはり教育の原点ではないのかなというふうに思いますので、競争社会になるような要点というようなことはなるべく避けていただければというふうにも思います。

それでは、教職員の超過勤務についてお伺いいたします。
先ほど出退のデータをパソコンのシステムで、来たときにパソコンを立ち上げて、そしてまた帰るときにパソコンを閉じてということでは把握されてるとのこと、記録されてるとのことですけども、今、教職員のアンケート調査によれば、平成11年のときの教員の1週間の平均授業の時間ですよ、超過勤務は小学校で39分、そして中学校で77分というデータだったんですけども、今年度は1日当たり小学校で超過勤務が111分、中学校で160分ということで、月平均1人当たり47時間の超過勤務時間というふうになっています。非常に多忙の中、やはり要因としては先ほど教育長が言われましたように、事務作業ですよ、給食費の徴収、国や教育委員会との対応、学校評価にかかわる事務、また保護者、PTA対応、部活動や学校行事ということではなっていますけれども、その中で、本町の教職員の超過勤務の実態というものは、ございましたらお教えください。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。
教育委員会 (永富雅徳君)

理事 先ほど教育長が毎月のデータをきちっと把握してるということを申しあげましたが、そのとおりでございまして、例えば10月についていいますと、先ほど議員様が一般的に111分、160分という話をされましたが、本町でも多少幅はございます。特に中学校の場合は、授業が終わってから部活動の指導をするということがございますので、必然的に長くなります。10月につきましては、一番短いところで1日に1.4時間、一番長いところで2.3時間という、これは平均ですので、先ほど教育長が言いましたけど、何か行事があって、それにするときには少し長くなるとか、何にもないときには短くなるとか、そういうことがあっておりますが、平均は以上のようなところ、1.4から2.3の間に各学校が入っております。ちなみに、小学校は全部1時間台でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

平均1.4から2.3、小学校で1時間ぐらいということなんですか。これは一応、目で見える分のタイムカードの超過勤務だと思うんですけども、教職員の方たちはそれを家に持ち帰って点数付をされたりとか、やはり多忙ですから、そういう昼休みでも、ああいう中でも必死でそういった勤務をされてると思うんですよね。そうですね、昼休みの1日の休憩時間というのは、教職員は全国的にやっぱり10分という程度で出てるわけですよ、データが。皆さんはその中でやっぱり一番懸念されることは、病気休職者が年々増大してるということですよ。そして、年間、平成23年度で8,756人の病休者がいらっしゃる。その中で精神疾患者が5,274人いらっしゃるということで、ほとんどがもう精神疾患の何らかの心の病ということが63%いらっしゃるということなんですけど、また、40代以上の教職員の方の割合が非常に高いということで、ベテランの方たちのほうが若い人たちよりも休職者が多いということがデータが出ています。その中で、本町としましては、教育委員会が総括安全衛生委員会というのが開催してると思いますけども、これは県教委のほうに報告をなされてることでございますけども、その内容とか問題点、今度話されました、論議されました点などありましたら、もし、お聞かせ願いたいと思います。

議長 (山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

安全衛生推進委員会につきましては、各学校が設置しております。ただ、これにつきましては、50人以上の事業所について衛生委員会を設けると、それ以外については、各会によって、もちろんそういう会も開きますし、聞き取り調査もするということになっております。

衛生委員会の当初の目的は、やはり職場の働きやすい職場づくりという、その中でどういう勤務状態かとか、あるいはそれぞれの職員がどういう仕事ぶりや悩みを持ってんのか、そういうことを把握しながら、みんなで働きや

すい職場をつくっていくということが、これが一番大きな目的だと思います。各学校、月1回、あるいは隔月とか位置づけながら、その委員会を開いて、働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいるところでございます。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
その中で、月1回、50人以上の学校がなされてるということなんですけど、問題点などは何か出された例ありますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)
私が把握してますところでは、例えば委員会の中に外部の人を入れるとかいうことで、非常にいろんな意見が通ってきて、この委員会があることによって働きやすい職場づくりになっていると、つながっているという意見は聞いております。

一つ問題点としますのは、いろんな職種が集まってきたときに、なかなか時間がとりづらい、そこで話し合いをして、さあ、解決策をとということで、その時間をどう確保するかということが今苦労されてるところだと聞いております。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
やはり時間的な問題点、重労働で時間的な問題というのがどういうふうに確保されるというのがやっぱり課題っていうことでありますけども、本町での今現在の休職者数というのはおわかりになりますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)
いらっしゃいます。

議長 (山口経正議員)
続けてどうぞ。

教育長 (黒田義和君)
何名とか、小・中学校、言ったがよろしいでしょうか。まさに点数主義云々という、そういう考え方につながらないでしょうかね。これは御質問ではありません。私のひとり言です。ちょっとそこを心配するもんですから、いらっしゃることはいらっしゃいます。

(「後ほど」の声あり)

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)
後ほどお教えてください。

議 長 (山口経正議員)
不正発言やめてください、不規則発言やめてください。
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
その休職者に対する対応策っていうものは、どのようにされてますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
これはやはり休職するためには医者診断が要るんですね、複数の医者の診断のもと、そういう、これはもう分限処分なんです、休職というのは処分なんですよ。ですから、そうしたときに、基本的に校長が面会をして様子をとということになりますが、医者の許可がないとできないもんですから、まずは医者相談をされて、医者の許可が得られれば本人と面会をする、そして様子を探る、もう心配しないでええからゆっくり休んどってねっていうふうな対応が基本でございますけども、そういうふうにして定期的に校長は自分の部下職員のそういう対応はしております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
その休職者に対する復職プログラムがあると思うんですけども、今現在、やはり長年休職をされてるとか、例えば元気になられて復職されたという方もいらっしゃると思うんですけども、その復職プログラムというのは現在受けていらっしゃる方もいらっしゃるのでしょうかね。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)
今そのプログラムを受けてる方はいらっしゃいません。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
じゃあ、いらっしゃらないということですね。
そうですね、今、南小学校だけに産業医が配置されていると思うんですけども、ほかの学校の先生方というのは、産業医の例えば相談、悩みがあったときにはどのようにされてるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)
議員おっしゃるように、今、南小学校に1名、産業医の方に来ていただいております。それで、この産業医の方は各学校校長に紹介をいたしまして、今月はうちの学校に来てくださるか、そういう各学校の要望を聞きながら

産業医の先生には非常に柔軟に、南小にずっと配置ということじゃなくて、それぞれ柔軟に行って相談を受けてるとか、あるいは夏季休業中にメンタル講習会を開くとか、そういう柔軟な対応をとっておりまして、全町でメンタルヘルスに取り組んでいるところです。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

全校でメンタル面に対する講習会などをやっていらっしゃるといことなんですけども、実際、心に病、抱えていらっしゃるとか、相談に行きたいという方は、やっぱりどうしても循環的に何ていうか、そういった回るようなシステムをつくっていただければ非常にありがたいなというふうに思うんですよね。やっぱりどうしても南小学校のところに、その先生に、産業医に御相談に自分から、みずから行くというのは大変難しいというか、困難でありますので、やっぱりそういったシステムをつくっていただく、循環的に回って、産業医が全校を平均的に回っていく、そういったシステムのほうが一番理想的じゃないかなというふうに思うんですけれども、よろしく願いいたします。

それから、あと、県教委に今現在、推進されてますプラス1のことなんですけれども、そのプラス1というのは、今現在の時点でどのように今、プログラ的にはなされてますでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

県教委がプラス1運動をうちも、今までも職場の改善、働きやすい職場づくりということでしたけど、また、プラス1と銘打ったのは、特に毎年1項目でもいい取り組みをつくって、各学校でつくって、それを実践して働きやすい職場づくりをつくっていきこうという目的でプラス1運動というのを始めました。ですから、これにつきましては、各学校が何か各校の実態に合わせて何か一ついいものをつくって、みんなで取り組んで働きやすい職場をしようということに取り組んでいるところがございますので、各学校の実態によるんじゃないかなと思います。例えばこういう学校もございます。ノー残業デーをつくって、絶対この日にはみんなで帰ろう、そういうプラス1を、今までも決めたんですけど、ことしはこれを完全にみんなでやろうじゃないか、そういうふうに取り組んでいる学校もございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

いい取り組みだと思うんですね。やっぱりノー残業デーみたいな形で、月に何回かということの設定していくという、目標に決めてやっていくということは、非常に先生たちにとっても過労っていうか、要するに精神的な障害なども、休職者も防げるでしょうし、やはりそういった目的を持って、無駄

な時間じゃないですけども、そういった要らない時間をいかに収縮、減縮できるかということをやっていたらというふうに思います。

それから、30人以下の学級編制につきましても、現在、小学校につきましては本町は30人以下は多いんですけども、南小学校は、3年生は39人と40人という、一番すごいマンモスクラスになっていますけれども、これはどうしてなのか、そしてまた来年度の編制といたしましては、これを広げるっていう形で、多くクラスをとるといような予定などはございますでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

もう単純な計算をしますと、41人おったとしますね、子供が、その学年。そうしましたら、40を超えてますから、オーバーしちゃいかんから2学級になるんですね。ですから、20人と21人の学級になるんです。40人だったらどうなるか、超えてませんから40という学級1クラスになるんですね。そういう分け方をしていきますので、例えばこの学校にあと1人子供がおったら2学級になるのに、来ないためにもうぎゅうぎゅうの40人になったりと、そういう結果が今おっしゃるように、38人クラスとか、そういうことになっております。これはもう国の基準であり、県の基準ですから、これを38人だからといって2つに分けたら、1人必要な教員は長与町が雇わんばいかんです。1人の教員を雇うということは大変なことで、採用から退職までを全て管理していかんばいかん、町が。そういうところは全国にもほとんど聞いたことがございません。大きい東京とか、大都会は別ですけどもね、町レベルでは。そういうことで、国の学級編制をする基準の数字がそういうふうにして学級を割っていくもんですから、38人、39人の学級があるというのも御指摘のとおりでございます。

議長 (山口経正議員)
安部議員。

2番 (安部 都議員)

親御さんたちは30人以下の学級ということを非常に望んでいるということと出てたんですけども、やはり小クラス、30人以下の学級編制ってなると先生たちの目も行き届くということで、マンツーマンで先生たち、いろんな子供たちの悩みも打ち明けることができる、そしてまた対応もできるということで、本当に望ましいところなんですけども、そこは県とか国に要望をさせていただきまして、県と協議していただきまして、何とかそういったマンモス校を除くような配慮っていうものは、要請っていうものはできないんでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

ならんものはならんとですよ。気持ちはそうなんですけどもね、長与、南

小が大きい学校だから、どこがちっちゃい学校だからじゃなくて、その40人を超えるか超えんかで、超えればなるんですよ。超えないからそうなっているんですね。堂々めぐりだと思います。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

努力をしていただいてということで。

男女混合名簿ですけれども、これについてなんですけど、私は本当3回目となりますけれども、先日、私がお会いした中で、何で男女混合名簿がやはり必要なのかなと思った方、東京でお会いした方なんですけども、その方は非常に身長も高くてもう美人な方だったんです、女の方だったんですけども。そして、その方と話していたら、その方は男性だったんですね、実際は。そして、声を出さなければ本当に男性と全くわからない、女性、本当に女性だなんていう方だったんですけども、その人のお話では、やっぱり幼少期に外見は男の子でしたけども、内面は本当に女の子として生きてきたと言われてました。要するに性同一性障害の方だったんですけども。その方は、やっぱり小さい幼少時、小学校のときから男の子なのに女の子みたいとか、気持ち悪いとかいろいろ言われて、苛酷ないじめを遭ってきたそうです。やっぱりこういった生きていってという意味すら失ったというふうにはおっしゃってました。

やっぱりこういった社会の変化とか多様化から考慮しても、点呼の際でも、いや、男の子、女の子って区別をして別々に呼ばれていたなら、そういったいじめが非常に起きていたということで、今、男女隔てなく交互に呼ばれることで差別化とかいじめ化とかいうことがなくなって、やっぱり心のバリアフリー化っていうものが構築されるんじゃないかなっていうふうにお話をしてたんですけども。そうやって、やっぱり教育現場でも、子供たちが平等に、そしてあと、新しい社会への順応性というのも教育、時代の流れに合った体制づくり、学校の構築も必要じゃないかなというふうに思われます。

そして、あと、長与町の第2次男女共同参画の中にも策定しています人権の尊重、男女の平等、それからあと、相互理解というものを、やはり教職員の方たち全ての方たちに、意識を高めて教育に反映できるように努めるっていうふうには男女共同参画の中でもうたっておりますので、その点について、ちょっと一言お考えをいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

今の御質問聞いてって、非常に気になるんですよ。男の子、女の子というのは、これは持って生まれた性差だから、これは区別であって差別じゃないと思うんですよ。でも、背が高く美人という発想は、何をもって背が高く美人と言えるんでしょうかね。これは、こういう発想を捨てないといけないというのが混合名簿よりも先にしないといけない教育だと私思うんで

すね。

いずれにしましても、本町の子供たちのいろいろ行事に参加していただいて、子供たちを応援していただいて、子供たちはそういう議員さんたちの応援をもとに、また次やるぞって頑張っているんですね。そういう子供たちの姿を見たときに、今おっしゃったようなことよりも、もっと思いやりとか、そちらのほうを先に育てていこうと、今おっしゃったようなことがまだあるならば、私ももう早急にしなければいけないと思いますけども、順序からいったら、もうそっちのほうが先だというふうに考えているところでございます。もう背がちっちゃくて申しわけないです。

議長 (山口経正議員)

安部議員。

2番 (安部 都議員)

これは個人一人一人の感性ですからね、それより、そういうことでいじめになるとか、そういうことを言っているわけではないわけですから、そうですね、やはりそういった人たちもいらっしやると、性同一性障害の方たちもいらっしやる、それには男女というのを別々に分けるよりも、やはり共同で共生していくことも大事なんじゃないかなということをお願いしたいわけですし、これ以上、かみ合わないで次に行きたいと思います。

乳幼児ふれあい体験についてですけども、これは各中学校でもそれぞれ実施されてるところもあるというところなんですけども、現在、長崎北陽台高校のほうで、ことしの11月ですよ、この命のとうとさ、いとしさということでふれあい学級、親子で子供たちと一緒に乳幼児ふれあい体験学級というのがありました。これをやはり今現在、長与町の中学生も一緒に実施していただけないかなという思いです。なぜなら、中学生というのは一番多感な時期、反抗期でもありますし、やはりそういった早い時期に子供たちの乳幼児と触れ合って、そして自分の命のとうとさ、大切さ、そしてまた親への育ててもらってるというような、やっぱり感謝というような気持ち、それから子供たちに対するいとしさなどを考える時期にも重要な時期じゃないかなというふうに思います。

それからあと、自分の将来性ということにつきましても、自分は子供が好きだなと、こんな職業につきたいなとかいうような、やっぱり将来性についても考える時期でもあるんじゃないかなと。ぜひこの乳幼児との体験の授業を中学校の中1からでも、中1でも中2でもよろしいですけども、全員に触れ合いをさせていただきたいなという思いがあります。それについてはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

先ほどの回答ではしてるというふうに申しあげましたけども、全ての男子も女子もやってます。3年生で、時間がちょっと少ないんですけども、技術家庭科の時間で乳幼児と触れ合いをしております。これが新しい教育課程

議長

ができて、そういうふうに履修するようになりました。だから、北陽台もやっているといるんですよ。本町でもやっております。

(山口経正議員)

安部議員。

2番

(安部 都議員)

済みません、先ほど聞き漏らしましたので、申しわけありませんけれども、毎年、実施していただければと思います。

それから、高齢者見守り支援事業と地域支え合いICTのモデル事業についてですけれども、これについては、現在、本町、私が住んでいる百合野第2の町民の方も非常に団結力があって、皆さん、応援して協力していただいているんですけれども、65歳以上がやはりここも416人、37%ということで、福祉員の方たちも20人で26名の現在見守り対象を行っているんですね。そして、また、それぞれ皆さんは、例えば高齢者のところに行き、じかにひとり住まいのところへ行って、お伺いして、どうですかとかいってされて、そしてまた病院に連れてってとか言われたら病院に連れていったりもされてるわけですね。いらっしゃらないところはお電話をして、安否確認を行っているんですけれども。現在、社協のほうから月5万円を支給されてるということで言われてましたけれども、各自それぞれの支援員の方たちには、それは実費というものは渡されてないわけですよ。それで1人2,000円ほどでもよろしいんですけれども、実費というか、そういった支援員に対する補助というか、そういったお考えは、町長、ございませんでしょうか。

議長

(山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉

(田島弘明君)

部長

先ほど町長が答弁したとおりなんですけれども、この事業につきましては、先ほど言いましたように福祉計画の中で社会福祉協議会が活動計画というのをつくりました。その中で、なおかつ高齢者の事業ということで、その事業をやりますということで、それに対して町のほうから補助をやっているんですけれども、先ほど答弁もありましたように、当初2年間は県のほうから補助をいただきまして、これは大きな補助でございました。それでやっていたんですけれども、本年からはその補助がなくなりましたので、社会福祉協議会と話をさせていただいて、町の補助ができる範囲でやっというということで、大体平均10名の福祉員さんがいるということですので、月1人5,000円で5万円という形でうちのほうが算出させていただいて、社協のほうにお渡しして、社協のほうから各自治会のほうにお渡しされてると思います。それぞれの自治会でも事業が違ってありますので、それをどういう使い道でやられてるのかはわからないんですけれども、私どもとしてはそういう形でやらせていただいているし、また、民生委員さんの活動、若干違うんですけれども、そちらの方もわずかの費用で動いてもらってるということから妥当ではないかということで、その数字を補助をさせていただいております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
現在、その福祉員は大体 10 名ということで予定をされて、それで 5 万円ということだったと思うんですけども、うちの地区なんかは高齢者が 416 人いて、まだほんの一部の 26 人ぐらいしか見守りもできてない状態なんです。これからは、もう多分ますますひとり住まいの方たちも、夫婦の高齢者の方たちも、やはり見守りが必要になってくるのではないかなということ、そうですね、福祉員の方たちも足りなくなってくる状態になるのではないかなというふうに思うんですけども、それについて、やはりどういうふうにこれを今後広げていって、そしてまた、見守り事業を行っていくのかということですね。そして、また、福祉員もやっぱり足りなくなりますよね。ということで、予算というものを確保して、やっぱりこれからはしていただきたいなというふうにも思いますけど、もう一度、答弁お願いいたします。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)
この事業が今のところ、社会福祉協議会のほうにやっていたい事業でございますので、社会福祉協議会のほうから福祉員への費用っていうよりも、今、自治会がふえてきてますので、指導員のほうをぜひ雇いたいというお話は何っておりますので、そちらのほうは何とかできないかと、今から財政と相談なんですけども、そっちのほうはまずは先決かなという形で考えております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)
了解いたしました。じゃあ、指導員のほうもこれからふえるように頑張っていたきたいと思います。
地域支え合い I T C モデル事業ですけれども、これに係る事業費用が県と町が負担するということだと思んですけども、インターネットの未加入者は町が負担して、それからインターネットの通信料や端末機器の電気機器は個人負担となるんですかね、ということだと思んですけども、実際、百合野 3 地区の 100 世帯という対象なんですけども、例えば 100 世帯よりも以上申し込みなどがあつたら、そのときはどういうふうなお考えなんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)
ただいまの御質問のモデル事業につきましては、一応 100 世帯ということで限定になっております。ですので、申し込みがいっぱいあつたとしても、一応 100 世帯に絞らせていただく形になるかと思っております。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

この事業は、一応3年間で予定をされてるということなんですけども、その3年の間にどこまで町は拡大されるのか、そしてまた、例えばそれをテレビにつけて、それを1台だけではなくて、2台つけたいという方ももしいらっしゃったら、そういうときにはどうされるんでしょうか。それからもう一つ、端末機の、例えばつけるときには町が負担します。その撤去するときにはどなたが負担されるのか。

議 長 (山口経正議員)
企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

まず、1点目の3年間のモデル事業ということで、あくまで対象者は100世帯という限定になっております。ですので、モデル期間につきましては、長与町版の支え合いのICTのメニューをつくっていくというのが大きな一つの仕事です。それと、高齢者の見守り対象者に対する見守り事業がきちんと簡易的ですけどもできるかどうか、その検証という意味でのモデル事業でございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
安部議員。

2 番 (安部 都議員)

そうですね、メニューをつくっていくというところですけども、やはり将来的にはこのメニューを高齢者の買い物支援のヘルプを必要とする方、そしてまた高齢者の買い物支援の具体的なシステム構築もなされたいなというふうに思います。例えば町の商店街やコンビニとの提携をして、朝から注文したら昼には持ってくるという配達をしていただくというようなシステムですね。今現在、マックスバリュなんか長与町なんですけど、お買い物らしくらく宅配便で登録するとお買い物配達してくれるというようなことがありますので、そういったことを提携してやれたらいいなというふうに思っています。

そしてまた、健康相談や高齢者の見守りのための本格的な遠隔医療のシステム構築、これも重要ではないかなというふうに思います。高齢者が、例えばぐあいが悪くなったと、かかりつけ医なんかと例えば遠隔医療によって町の病院やかかりつけ、介護施設などと連携をしネットワークを構築する。そこでボタンを押したら、そのところで一斉にぐあいが悪いんですよということが回って、そしてまた自分のかかりつけのところにも同時にその情報が行くというような形で、そういった高齢者見守りの遠隔医療システムというのも重要ではないかなというふうに思います。

またあと、緊急時でテレビ電話などで、やはり安否確認もテレビ電話は今現在使えるんでしょうか、今の予定では。

議 長 (山口経正議員)

安部議員に申し上げますけど、自分の意見と質問をごっちゃにして今お尋ねですから、その辺がよう確認できないと思います。もう一度、的確に質問をしてください。

安部議員。

2 番 (安部 都議員)

今現在、予定をされていらっしゃるメニューを拝見いたしました。メニューの中では、やはり町の情報の発信ですね、防災の事業とか、そういったものがなされてますので、実際この中で緊急時のときのテレビ電話などができるような形で発信していただければというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

今の御質問で、まず、先ほど御質問受けた分で、モデル事業の終了後の撤去費用ということになりますけども、これは町のほうで対応したいと考えております。

それと、先ほど言われました買い物支援、あるいは遠隔医療につきましては、買い物支援につきましては、やはり商工会とか商店会、商店とか、それとの契約とかいろいろ複雑な部分もありますし、どういう買い物の仕方をするのか、そこも要望がこのモデルをすることでさまざま上がってくると思います。そういう意味で、ちょっと今後の検討課題で当然上がってくる問題ではないかと思っております。同様に遠隔医療にしても、プライバシーの問題ももちろんありますし、医療機関との問題もありますので、そこら辺も今後研究あるいは検討していく内容ではないかというふうに考えております。そういう意味で、現在、御提示しておりますメニューについては、あくまで基本的な最低限のメニューで、それプラス、今後モデルの3年間を通して、何が必要かというのを検証していくモデル事業で考えております。以上でございます。

2 番 (安部 都議員)

もう終わります。ありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で14時30分まで休憩します。

(休憩14時16分～14時30分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の本町の教育政策について、福祉政策について、老人福祉センター、勤労青少年ホームについての質問を同時に許します。

10番、西岡克之議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは、質問に入らせていただきます。一番眠い時間でしょうけども、御辛抱していただきたいと思います。

では、本町の教育政策についてということで、まず1つ目として、毎年行われる全国学力テストが本年も実施されました。自治体によっては、成績の悪い学校長の名前を公表も辞さないということで物議を醸した知事もおられましたが、長崎県も小学校、中学校ともに、先ほどの前任者の質問でも出ておりましたが、県としては平均点では全国平均以下ということを知っています。一概に平均点だけで評価をするのは少し乱暴と思いますが、ある程度の評価の対象にはなるとおもいます。そこで、本町の子供たちの本年の結果はどうだったのかということをお聞きさせていただきます。

2番目、文科省の方針では、現在正式な教科ではない外国語活動として実施をしている小学校の英語授業のことです。現在の小学5年生から小学3年生に前倒して実施をしようとしているようですが、正式教科として実施の方向で取り組むようです。本町としては、今後どのような対策をとっていくのか、質問いたします。

2番目、福祉政策についてです。まず、5歳児健診について。

本町の児童健診は3、4カ月、9から10カ月の乳児健診、1歳9カ月児、3歳児の幼児健診、6歳児の就学前健診となされていますが、それぞれに身体発育、健康状態のチェックがなされています。子供たちが健全な身体が発育しているかの調査がなされていますが、しかしながら、心の発育、環境への対応を中心にした健診がなされていないのが現状です。いわゆる俗に言う5歳児健診であります。そこで、本町では今後どのようにこの5歳児健診に対して対応していくのか、質問いたします。

2番目、高齢者の肺炎球菌予防接種補助について。

6月議会で私が質問した高齢者への肺炎球菌の予防接種の実施について、その後の経過についてどうなったのか、質問いたします。

3番目、老人福祉センター、勤労青少年ホームについて。

現在、高齢者のさまざまな活動の拠点となっている老人福祉センターは、昭和56年に完成してから、高齢者の拠点ばかりではなく、障害者の方々の事務所、青少年の活動拠点や町の社会福祉協議会の事務所や大ホールなど、さまざまな町民福祉の活動の場所です。しかしながら、建設から32年が過ぎ、あちこちに老朽化が目立ち始めております。簡単な補修で済むところではまだしも、本体の建物自体が地震に対する強度があるのかも懸念をされております。そこで、この建物について耐震性はあるのか、質問いたします。もしなければ、今後どのような対応をするのかを質問いたします。以上です。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたします。私のほうからは、その他の質問についてお答えをいたします。

まず2番目、1点目に御質問の5歳児健診についての今後の対応でございますけれども、発達障害の早期発見を目的として始まった健診で、県内における実施状況は、24年7月末で3市3町が実施をしております。そのうち、島原市が全5歳児を対象に平成19年度から、東彼杵町、川棚町、波佐見町が平成21年度、佐世保市が平成22年度、大村市が23年度から、それぞれ県のモデル事業としてリスク児をリストアップし保護者に来所相談を促し、専門家とともにその後の発達支援を検討する方法で行われています。

現在、長与町におきましては、1歳9カ月と3歳児健診で発達のチェックリストを使用し、小児科医、臨床心理士による心理相談を行っているところでございます。また、療育が必要な子供に対する支援といたしましては、児童デイサービスを初めとする専門機関への紹介、保育所や幼稚園との連絡会と連携し巡回相談を行い、リスク児の早期発見、早期支援につなげております。

今後、町といたしましては、5才児健診実施に向けて実施方法の検討、従事スタッフの共通理解を得るための勉強会などを開催し、早期実施に努めてまいりたいと考えております。

2番目の高齢者の肺炎球菌予防接種補助につきましては、新年度より75歳以上の高齢者を対象として実施できないか、検討をしております。しかしながら、厚労省が高齢者肺炎球菌ワクチンを定期接種の対象とした場合には事業を見直す必要が生じるものと考えております。

次に、3番目の御質問にお答えをさせていただきます。

老人福祉センター、勤労青少年ホームについてでございますけれども、建築基準法の改正により、耐震基準が変更され、昭和56年5月以前の建物については、地震の脅威に対して安全に使用できるかどうかを見きわめる必要があることは、議員御案内のとおりでございます。

それを受け、義務教育関係施設については、昨年度までに全ての施設で耐震化対応が完了しました。その後、現在ではふれあいセンターの耐震診断を実施しているところでございます。

老人福祉センター及び勤労青少年ホームにつきましても、御指摘のとおり、昭和56年3月完成と法改正直前の施設であり、耐震診断の必要性は認識しておりますので、できるだけ早い時期に診断を実施し、その結果によって耐震補強等を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

本町の教育施策について、(1)本年度実施の学力テストの結果について回答いたします。

文部科学省は、ことしの学力テストの結果は、全国で最も低い正答率の都道府県と全国平均の差が初めて全科目で5ポイント以内におさまり、上位か

ら下位までの差が縮まったようで、学力の底上げが進んだと分析しております。

そういう中、先ほども報告いたしました、長崎県全体は小・中学校とも全ての科目で全国平均に届かなかったということで、今、危機感を持って、その対応策を検討しているようでございます。そういう中、長与町全体でございますが、小・中学校とも全ての科目で全国平均を大きく上回っていました。これらの結果を総括すれば、本町の子供たちはよく頑張っているというふうに評価しております。

ことは平成21年度以来の悉皆調査でしたので、本町の平成21年度と今回の結果とを全国平均との差の伸びぐあいをそれぞれの科目で分析してみました。それを見ますと、平成21年度に比べればやや伸びが鈍った科目もございましたので、各学校の課題とともに弱点の補強に努めながら、さらなる学力の向上を目指してまいりたいと考えております。

2点目の小学校英語活動についての本町での今後の対応でございますが、小学校の英語教育は、学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度より5、6年生を対象に外国語活動として週1時間実施しております。しかしながら、国のほうではもっと早い時期から基礎的な英語力を身につけ、国際的に活躍できる人材育成を目指し、平成32年までに英語を教科として実施できるよう検討を進めているようでございます。

もし英語を教科に格上げするには、いわゆる学習指導要領を改訂し、検定教科書を使用したり、成績評価も行ったり、何といたっても指導する免許状の問題もありますので、これにはもうしばらく検討する時間が必要になるかと思えます。

本町では、平成18年度より町独自の英語カリキュラムを作成し、小学校1、2年生は年間10時間程度、3、4年生は年間20時間、5、6年生は年間35時間を確保し、英語活動を実施しています。しかも、英語を母国語とするALTを町費でお願いし、英語になれ親しむ活動を楽しんでいます。これはまさに、国が目指す英語教育の先取りと言っても過言ではございません。ただ、英語を教科として取り扱うには、国の動向を見きわめながら、もう少しじっくりと検討してまいろうと考えてるところでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

それでは、再質をさせていただきます。

先ほどの同僚議員とちょっとかぶるところあるかもしれませんが、通告しておりますので肅々とやらさせていただきます。

まず初めに、ここ近年の平均点の推移と申しますか、私ももうずっと議員をさせていただいて、毎年質問させてもらってますのでデータをとっておりますが、平均点の推移、もしできれば各小学校、中学校の全国と本町の平均を開示していただければと、科目ごと、できればというふうに思いますけど

も、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。 教育長 (黒田義和君)

8科目、全国、長崎県、長与、三八、二十四、今から数字を言いますかね、まあ、そうですね、先ほど答弁で、長与町全体は小・中学校とも全国平均を上回ってたと言いましたけども、その中でも、特に中学校は全国の、これ県レベルですけども、公表されてる全国でトップの県の各科目の平均よりも本町の平均点が上回っていました、中学校はですね。小学校はちょっとトップグループといいましょうか、それぐらいだったんですけども。ただし、これは県全体の平均と町を比べるんですから母集団が全然違いますから、数学的には余り意味は持たないと思うんですけども、毎年この場でそういう話をしておりましたので、経年比較ということから報告させていただきますと、そういう状況でございます。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。 10番 (西岡克之議員)

わかりました。その8項目全部要りません、主要科目、国、英、数、理科は入ったのかな、今度は、ですね、理科まで結構ですけど、よかったら経年で、全国と本町と、開示してください。

議長 (山口経正議員)
教育長。 教育長 (黒田義和君)

8科目というのは、教科としては国語と算数・数学です、2科目ですね。2教科で、そして基礎と応用ですから、例えば小学校の国語の基礎で申しますと、全国の平均よりも本町は4.8ポイントよかったと、県よりかは7.2ポイントよかったと。算数の基礎編を申しますと、全国の平均よりも4.2ポイントよかった、県よりも5.0ポイントよかったと。同じ基礎編を中学校の国語でいいますと、全国よりも5.7ポイントよかったと、県よりも6ポイントよかったと。数学の基礎編でいいますと、全国よりも7.7よかったと、県よりも8.2ポイントよかったと、この程度でよろしゅうございませぬか。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。 10番 (西岡克之議員)

わかりました。その程度で結構です。先ほども何度も教育長が言われるように、数値主義ではございませんので、ある程度、こういう形で見えたという形で結構でございます。

その中で、まさに各教科、領域ですね、その中であるんですけども、これは新聞記事ですけども、これですね、小学生、読む力に課題がと、県教委、危機感があると。本町の場合は、これも含めて弱点とか、そういう補強の部

議 長 分がお感じになっておられるのがあれば、教えていただきたいと思います。
(山口経正議員)

教育長 教育長。

教育長 (黒田義和君)

先ほどの新聞に大体同じような傾向と思いますけども、例えば本町の小学校でいえば、国語でいえば、資料を読み取って、全体からわかることを書く力が弱いと、あるいは本文を引用して自分の考えを書きあらわす力が弱いと、そういう傾向が本町にはあるようでございます。それから、中学校の国語では、本文に含まれる資料を正し読み取る力が弱い、比喻を用いた表現が何を示すのか理解する力が弱い、こういう分析をしておりますね。小学校の算数では、自分の言葉で証明あるいは説明する力が弱いとか、中学校の数学では、関数を用いて、関数関係は文字を用いてあらわすことに弱いとか、資料を読み取って、それを用いて説明する力が弱い。これを総称しますと、やはり読解力不足と記述力不足かなと、こういう今の分析は、本町の指導主事が時間をかけて各学校の分析をやった結果でございます。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そういう分析が必要だと思うんです。というのは、もうこれ、けさの新聞記事なんですね。私もよく勉強してないんでわからないんですけども、OECDの学力到達度調査というのがあって、これは単に点数だけで評価しないんですね。いろんな形で、今、教育長がおっしゃったような分析をしてます。日本がトップクラスにやっと躍り出たと、トップじゃないです、トップは上海、香港、シンガポール、あのあたりなんですね、OECDの中に。日本、それまで低かったんですけども、ゆとり教育からかじを切ったのがよかったのか知らん、それはどうかわかりませんが、トップのほうに来たと。そういう中で、知識の活用力とか、そういうのが大分克服されてきたという記事が載ってます。その中に、文科省が知識の活用力をはかる設問を導入した全国学力テストを実施したと。やはりこういうことで、これ高校生ですから、小学校からこういうことをしていくことによって、高校生で、いわゆるグローバルな力がついていくという形なんですね。単なる点数だけの経年変化ではいけないという形だというふうに思います。

そこで、今、小学校からって言いましたけども、本町では、以前質問したときに、小学校から中学校にカルテをつくっていると、子供別に。そのカルテの活用法と、たしか存在を聞いたんですけど、その活用法とか有効性とかいうのを御存じでしょうけども、それが今回の成績に及ぼす影響とか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

その前に、ちょっと先ほどPISAの話をしつぱくされたので、ちょっと

やっぱり視点はトップクラスに行ったというけど、国語と数学とある中で、今まで毎年トップだったフィンランド、これががくと落ちているんですね、私はここに注目したんですね。これなぜかっていうことで解説してあげましたけども、一つは子供の学習意欲が低下しているんじゃないかと、もう一つは教育予算が削られてると、そういうことも学力に影響するのかなというコメントがあったので、せっかくなのでいい機会だったので、上がったと同時に下がった場合にはそういうこともあるということで、ぜひ予算確保には頑張りたいなと思って。

今のカルテは、特に算数、数学は系統的な学習内容でございますので、それは現在でも活用しております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

予算確保をお願いしますということなので、ぜひ執行方のほうもしっかりやってください。ちょっとお待ちください。

先ほど学力テストの公開の話が出てました。いつも私がこの時期、質問させていただいて、本町の子供たちの頑張りよう、また教職員の方々の努力のしようっていうかを、いわゆる点数という形で一元的でありますが開示してもらってます。しかし、文科省としては学力テストの成績をほぼ公開する方向にかじを切っております。先ほど教育長が言われた、このごろ発表があったばかりと、11月30日です、この新聞、だから29日ですよ、発表があったのは。それと、どれだったかな、ちょっと待ってください。

その中で、もちろんそれが序列だとか競争が加熱するとか、先ほども言っていたように、どこどこ中学校が1番だからどこどこ中学校に行かせたいとか、どこどこ小学校がいいからどこどこ小学校にやりたいとか、そういうふうなものになりかねないわけなんです、単に公表だけっていうことだと。もちろんこれはさっきの答えにあったように、各教育委員会に委ねられてます。先ほど言われたように、全部が公開してもうちはしませんという形もとれるわけです。うちだけしますという形もとれます。それは教育委員会の御判断に任せるしかないんですね。もちろんちゃんとした判断はされるだろうとは思いますが、その辺の何ていうか、単にテストの点数だけで出すのではなくて、もっとグローバルな形で判断をしてほしいと思います。

市の教育委員会は、市の教育委員会で協議することになると思うと、どういう手順で検討するか、これからだと長崎市は言われてます。また、県教委は、市町村の教育委員会の合意を前提に、学校別ではなく各市町村の成績を公表したいと、県教委はこういうふうに言ってます。だから、公表に関しては配慮していただきたいということを言いたいんですね。

先ほど私が冒頭に、当初の質問で言ったように、これはもう静岡県なんですけども、いろいろ背景があると思います。知事と委員会との背景が私はあると思うんですね、そういう中で形になったと思うんです。子供が、これも新聞、校長先生って、うちの学校が公表されなくてごめんなさい、もういた

いけな気持ちが出てるんですね。子供に負担をかけるような形になる、単なる開示とかいう形では。その辺をよく配慮をしていただきたい、開示するときは、それを思います。

平均正答率をそのまま出すと、その数字が学校の優劣をあらわすと誤解されない、公表の仕方に工夫が必要だと、新聞にも載ってますし。ただ、文科省も言ってます、一覧表で示すことを禁じ、各校の課題や改善策も示す配慮事項を設けるといふ形もなってますので、その公表に関しては最善の注意を払ってほしいというふうに思います。点数だけ出すのはだめだと、支援策とセットでやらなければならない、そういうふうな形で配慮をした公開の方法をしてほしいと思いますが、現時点での、先ほどもあったと思いますけど、教育長の考えはどうかという形を教えてください。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

まだ11月29日に出たばかりということで、恐らく、まだそれぞれの教育委員会が、今手元でそれを熟読した状態なんですね。それはどうかということで、今月、また県内の教育長会があるんですけども、そこでも多分議論になるでしょうし、私、今ちょうど県の市町村教育長会のあれをして全国に行かせてもらいますけども、全国の教育長会ではやっぱり反対が多かったです、圧倒的に。でも、知事部局では賛成という意見が多かった、多かったつうか、そういう意見があるということで、まだ、いわゆる公表することについて、ですから、いろいろ見きわめながら、一方では説明責任ということもございまして、そこらあたりをどうしたが一番混乱がないかということ、うちはうちとして、そして近隣とも協議しながら検討してまいりたいと、慎重に検討してまいりたいと、これでとどめさせていただきたいと、先ほどの安部さんの答えと同じでございます。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね、まだ時間があるので、じっくり検討していただきたいというふうに思います。先ほども言ったような配慮事項というのがあるそうです。教育委員会が全国学力テストの学校別成績を公表することを認めたと、これ文科省ですね、その条件として、過度な競争や学校の序列化を避けるために守るべき配慮事項を実施要領で示していると載っております。配慮事項をちゃんと示してから、もうその以前にしっかり検討していただきたいというふうに思います。

その中で、一つこれも新しい形ですけども、土曜授業というのが実施が可能になります。これは文科省の省令が改正されたんですね。だから、やろうと思えばやれるっていう形じゃないかなというふうに思います。

我々、土曜授業っていったら、以前の週休2日じゃなくて土曜日半ドンというときに行って、学校に土曜日行っとって、帰ってくると、土曜日昼から

帰ってきてするという形のようなんですが、どうもそうではないらしいですね。その辺がもしおわかりになれば教えていただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

この文書も、これつい最近来たばかりで、各学校に配布してくださいということで、いわゆる施行規則が変わったんですけども、今までは土曜日、週休日の授業は基本的にできなかつたんですね。例えば日曜日運動会をしますと、ですから月曜日と振りかえてっていうこと、これは今までもやってきたし、これからもできるんですけども、今度は土曜日に何かそういう授業をするということが可能になったんですよ、可能になりました。

ところが、それは月曜日から金曜日までの、いわゆる教科の授業をさらに膨らませるという意味での土曜日の授業じゃなくて、月曜日から金曜日までになかなかおさまらない、例えば地域の方との触れ合いとか、地域の人材を生かした、そういう話を聞くとか、そういうのをこの金曜日までじゃなくて土曜日に入れて、そして授業として扱うことは可能ですよと。ただし、今まではそのときに教員の勤務が定かじゃなかつたんですよ。勤務しなくてもいいときに勤務しろっていうことはできませんので、しかし、法を改正して、振りかえを使ってそこで勤務することも可能になりましたと、こういうことです。

ですから、土曜日授業、土曜日授業というのと、いかにも教科をそこでして、私立学校がやってるような、ある科目をぼんとふやすとか、そういう趣旨じゃないっていうことを御理解いただきたい。これについても、先ほど言ったスクラムミーティングで協議を、話し合いをしていこうという段階でございます。

議長 (山口経正議員)
西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。いわゆるゆとり授業といいますが、大まかに言えば、ゆとりの時間が土曜日に来たのかなというふうに理解をいたします。そこら辺のこともやはりよく教育委員会で検討されて、これも各教委に委ねられてるって書いてるので、各教育委員会でよく検討してやっていただきたいというふうに思います。

次に、英語教育のことにいきます。

私が知ってる限りで、ひょっとして間違ってたらごめんなさい。小値賀町とか、奈留、宇久あたりは、小学校の授業で英語教育をやっているというふうに聞いてるんですけども、本町は先ほど言ったように、英語活動としてやっているといいますが、いろいろ時数の制限とかなんとかあると思うので、英語教育としてやる気はございませんか。

議長 (山口経正議員)

教育長

教育長。

(黒田義和君)

英語教育か英語活動、まあ、活動と教育の違いだろうと思うんですけども、確かに御指摘のとおり、長崎県では小値賀、宇久、奈留が小・中・高の連携をやってるんです。あそこにはそれぞれ高校がありますね。しかも小学校に入ってから高校出るまでがほとんど同じメンバーにいるという、そういう地理的な条件もございましょうけども。そういう中で、中学校の英語の先生が小学校で英語を教える、高校の英語の免許を持った先生が小学校で教えると。じゃあ小学校を教えるならば小学校の免許持たんじゃないかと、それは小学校の先生も一緒になって、T Tという形でやってるんですが、これが可能、できますよという特区申請をすればできますということなんです。

それで、私たちも検討したんですが、うちでは小学校入ってから高校出るまでにかれこれが、転居があって、なかなか厳しいということと、大きい学校がありますし、高校も大きい高校ですから、中学、高校の先生が小学校に来て英語を指導するという、ちょっと時間的にも不可能だったので、うちでは英語活動ということで、教科じゃなくて活動をやっていると。でも、実際やってる時数はうちのほうが多いんですよ。さっき言った3町と時数を比べましたけどもうちが多い。だから、うちは決して英語教育はしてないけど、英語活動で英語になれ親しむ活動はやってると、そういう捉え方をしております。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

わかりました。一度、それも見に行ってみたいと思いますので、そんなきはぜひよろしくお願いします。

教育としてやる、先ほど教育長が言われた答弁の中の、限られた地域、移動がない地域なので多分そういうことができるんだらうというふうに思います。本町の場合は、もう4万数千おりますし、高校も市内に行ってる子どもたくさんいますので、ちょっと厳しいのかなという形で思いますが、自主的に英語が好きになるとか、我々みたいにもうちょっと勉強しとけばよかったねっていうふうなことがないように、ちゃんと先生の言うことを聞いとけばよかったなっていうふうにならないように、楽しい英語活動をして、子供が嫌いにならないようなのが大事だらうというふうに、ポイントはそうじゃないかなと思います。ひいては、それが学校が好きになると、英語のあるけん、学校に行きとうなとか子供が言わないように、楽しいね、英語はというふうな形にしていってくれば、もうすばらしいなというふうに思います。

総論的になるんですけども、ある有識者の話で、この方は各国に幼稚園とかを展開してる方です。その人が言われることは、学校教育の成否、成功か間違いか、成否は子供に学校を好きになってもらえるかどうかから始まるって言つてよいと、何事も好きになることから挑戦への意欲が生まれ、勝利への意欲が高まり、エネルギーも生まれると、非常にそうだなあって、理屈だな

っていうふうに思います。

本町では何をもちて学校を好きになってくれるか、子供たちがですね。今言われた英語活動とか、もちろん英語だけじゃないんです、クラブもあるし、学校教育もあるし、給食もあるでしょうし、いろんなものがあると思うんですけども、教育長は、本町は、先ほど教育の云々を、教育方針を言われてましたけども、それよりももっと砕けて、何をもちて子供たちが学校が好きになるように教育をしてるのか、教育ってこと、おこがましいかもしれませんが、何をもちてそういうふうにしてるのかというのをちょっとお尋ねします。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

確かに、好きこそ物の上手なれということわざもありますし、議員御指摘のとおりだと思っておりますけども、やはり私は子供が学校を好きになる条件として幾つかあると思っておりますけども、私の経験から申しますと、一つは、やっぱりいじめのない安全・安心な学校。そのためには子供たちが人権感覚をもっともっと育むような、そういう道徳教育の充実、これがまず第一かなと。

それから、やっぱり教師と子供の間関係づくりですね。そのためには、やっぱり先生はよくわかる授業をしてもらわんばいかん、楽しい授業、よくわかる授業をやっていただきたい。

それから、私の経験から申しますと、学校批判とか担任批判からは何もいいことは生まれてないんですよ。ですから、やっぱり特に子供の前で担任批判するのはやめていただけたらなと、そんなふうに思っています。

それと、やっぱり親御さんが家に帰って子供からきょうの一日の出来事、何でもいいから、ちょっとでもいいから聞いて、そしてそれを認めて、そしてまた、あした、それがどうつながるかというような、そういう学校の出来事を話題とした親子のコミュニケーションがあれば、子供は、よし、あしたこう行ってっていうふうな気持ちになるのかなと。

それで最後に、やっぱり地域の声かけですね。朝から防犯ボランティアの方が一生懸命挨拶してくださる、見守ってくださってる。朝からおはようございますとかいって、ハイタッチしながら行く、あの声かけが子供たちのモチベーションにつながっていくだろうと思っております。ですから、地域で子供を見守るといのは、具体的にはそういうことだろうと思います。

ちょっと自分の経験からしか言えませんが、そういうことをすれば学校が好きになる、そうすると結果としておのずと学力も向上していくのかなと、そんなふうに思ったりしています。

議長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

わかりました。大事な子供ですので、責任感を持って育てていただきたいと思います。私が今、子供だったら、今、教育長が言われたことがあ

ったら学校好きになっとったかなと思います。もうちょっと勉強しとったと思いますけども、それはそれとして次に移ります。

福祉政策のことです。5歳児健診のことですけども、これはもう先ほどのあったように、発達障害の早期発見のための5歳児健診です。近年ふえてるというふうに聞いてもおります、発達障害ですね。大人になっても発達障害みたいな人もいらっしゃいます、実際。それがいい方向に向けばいいんですけども、ちょっと手かせ足かせになったらいかなというために、早期発見、早期治療、これが大事だっというふうに思いますけども、そのこの理解はあられますよね、ちょっとそれを質問したいと思います。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 議員、今おっしゃったように、発達障害を早目に発見する、早期発見、早期治療のためにも5歳児健診は必要だと感じております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そうですね。それを発見する、本町は5歳児健診ありません。先ほど長崎市でも、3市3町とか言っておられましたですね、やっておられるんですけども、いろんな背景があって取り組んでいる自治体があるんですね。それができなければ、例えば保育園とか幼稚園、学校、それとドクター、その連携というものが非常に大事になってきます。その辺の連携は、今どのような形でされておられますか、ちょっとそこをお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険 (小佐々司君)

課 長 現在の状況といたしましては、希望する保育園の先生方に問題がありそうな子を把握してもらっていて、うちの保健師とか福祉課の専門職がそこに行って、実際、子供たちが集団で遊んでるのを見させていただいて、その後、保育園の先生と園長を交えて話し合っていくと。何か問題があるようだと、そこに母親を入れて相談をしていくと、そういうふうな格好をとらせていただいています。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

そこで親は大体否定をするんです。いや、ちょっと違うだけですよとか、じゃあ、もう少し見てくださいますかとか、そういう気持ちもわからないんじゃないんですけども、もしそれがグレーゾーンだっというときに、発見はします、じゃあ今度、療育の形は、先ほど私が言うようにね、医師とか、そういう形の連携はどういうふうに本町なってますか。

議 長 (山口経正議員)

健康保険
課 長
議 長
10番

健康保険課長。
(小佐々司君)
現在のところ、その専門職っていいですか、そこまでの連携はとれておりませんが、県のほうへこういった相談するところがありますよってことでつないだり、そういうふうなものはやっております。
(山口経正議員)
西岡議員。
(西岡克之議員)
早目の発見、早目の治療、それと両親の理解、この3つがなければ幾ら検査をしても一緒なんですね。それを体系づけてほしいというふうに思っています。先ほどの答弁では、もうそれに向け実施、早期実現を目指すという形で当初答弁で言われてたので、それを期待しておりますので、早目に体制を整えていただきたいというふうに思います。
それで5歳児健診は終わりにします。
次に、高齢者の肺炎球菌の予防接種の補助のことでお尋ねをします。
先ほど75歳をやる方向だと、75歳以上、後期高齢に関しては実施の方向だということなんで、もうこれは歓迎したいと思います。頑張っていたと思います。
65歳以上のことについては触れてなかったんですけども、65歳以上は、前回質問したときに何かやる方向ではないのかなと思いました。前の、これ6月だったですかね、私がして、議事録があります。予防医療という観点から、要するに医療費の抑制なんですね、これは。だから、今お金を出すのはもったいないと思われるかもしれませんが、先に出しとけば、後、お金を出さなくてもいいと。お金の話で非常に現実的な話なんですけども、そこなんです。
私がそこで言ったんです、これは予防医療という観点なんですよと、1回打てば5年間打たなくていいんですよと、もしこれが打たずにやったら、1人、例えば肺炎にかかったと、そしたら、その医療費というのはもう莫大な金額になるんですね。だから、町長もそんなとき、今、議員が御指摘のとおりですと言っていました。よく調べられておりましたね、長崎県での医療費、病気にかかった医療費というのが32億7,500万と、町長調べられて言ってます。健康、健全で、いわゆる、まずかかる病気よりも予防からそういうことをというのが私の持論でございますと、ちゃんとよく御理解して言っているんですよ。最後に、もう少し時間を下さいと言っているんで、少し時間をあげました、6月から。もう12月です、約半年ぐらいたってますので、時間をしたんですが、75歳からということ、ある程度、進歩して考えていただいたっていうのはあります、これ評価させていただきます。しかし、65歳から考える気はないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。
議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長

(吉田愼一君)

前回、議員さんが質問されたことははっきり私も覚えてます。私も、もう常々言ってますのは、医療というのは予防医療だと、病気にかかってからだったら大変なお金がかかると、しかも今からどんどん高齢化されていきますときには、やはり予防を何とかしていきたいということでございます。したがって、議員おっしゃったような形での分については、ぜひ積極的にやっしていきたいというふうに思っております。

ただ、今おっしゃった65歳、75歳ということで見ますと、有効率というのを見ますと、65から70までが70%、75歳以上は78%ということで、5年に1回ですので、有効率から見ると78%で75歳以上はいいのかなというようなことを考えておってるわけです。ただし、今これにつきましては65歳というのを踏まえて、いろいろまたもう少し検討するところがありますので、近々にはそういったことをはっきり言えるように詰めていきたいというふうに思っております。

議 長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番

(西岡克之議員)

ぜひやる方向でお願いしたいと思います。例えば先進地では3,000円ぐらいの補助なんですね。3,000円という補助でなくても、例えばの話、1,000円でも2,000円でもいいんですよ。補助をしますということにすれば、やっぱり打ちに行くと思いますよ。これは人間、誰でも、ああ、そんなら1,000円も安かならしたところかなとか、2,000円でももらえばしたところかなとかいう形になります。

例えばの話、1,000円でしますと、本町の高齢者が8,167人、先進地は7%ぐらいですね、この予防注射をされてる方が。そしたら、7%は620人か、1,000円では62万、2,000円だとこの倍の124万、3,000円だと186万ぐらいなんですよ。1人医療費が大体もう肺炎にかかったら何十万かすぐ飛んでしまいますから。そういう観点から考えれば、しかも1回打てば5年打たんでよかわけですから、60で打てば65までその人は打たなくていいんです。じゃあ、それが年ごとになれば、またこの対象の人数は少なくなってきます。そういうことを考えれば、かなり医療費の抑制に寄与すると思うんですね。ぜひ前向きに考えていただきたい。

国も多分75歳からはもうほぼやると思います。厚労省の動向を見ていたらほぼやる方向なんですよ。日数はちょっと明かせないんですけども、まだ国もはっきりは言ってません。だから、よそよりも早くその辺の手を打っていただきたいと、そしたら、町長が常々言っておられる、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思えるっていう、まさにそういうことになると思うんですね。

また、65歳というのは、先ほど話も午前中あってますように、仕事が終わってからほっとして今から余生を楽しもうというときに、そういう肺炎でもし万が一のことがあったらかわいそうと思うんですね。そういうときのた

めに、やっぱり今まで頑張ってきて、町のために税金も落としてくれたと、今からゆっくりしてくださいという意味で、ささやかなプレゼントになると思いますよ、私は。だけ、ぜひ町長、これ前向きに考えていただきたいと思います。もう一度よろしいですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったような形で、私もその分については全く同じ意見を持っておりますので、次には何歳以上で幾らというような形のものを言えるようにしていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

ありがとうございます。何ととっても、これ、この間、健康まつりのとき私、行きました。そしたら、そのとき言われてたんです、肺炎の死亡率は町内で3番目だそうです、町内ではね。1番はがん、2番は心臓疾患、心筋梗塞とか、肺炎の死亡率は3番目だったそうです。やっぱり健康まつり行ってよかったなと思います。すぐそのときメモしました。ぜひ町長、これは本当お願いしたいと思います。執行方のほうもよろしくお願いしたいと思いますので。

最後に、老人福祉センターのほうにお話をさせていただきます。

先日、老人福祉センターでロータリーの社会福祉事業の中で高齢者を集めてお話をさせていただきました。もちろん労連の方々には多大な御協力をいただいてお話をさせていただきました。そのとき、高齢者の方々から集まって、もちろん私の知ってる人もいっぱいおりました。

プロジェクターで投影しようと思ってスクリーンを持ってたんですけどもちょっと小さいということで、奥の壁にそのまま映そうということで映しました。そしたら、光を当てればほころびが見えるんですね。それで、壁なんかのしみとか破れとかいっぱい見えるんですよ。それで私呼ばれて、ちょっとちょっとと呼ばれて、西岡議員って、傷んどうやがね、何とかしてくれんねって、みっともなかばいって言われて、ああ確かにおっしゃるとおりですと。もうちょっとスクリーンで映しとけばよかったかなと思ったんですけども、高齢者の方だから視力が悪い方が多いと思うので、あえて大きく倍率を高めて、スクリーンを使わずに壁に映したんです。いろんなほころびが見えましたし、音響設備も悪いんですね、あそこの音響設備っていうのは。それで、私たちも音響を持ち込んでやりましたし、かなりいろんな意味でがたがきてます。雨漏りもしてるようです、壁にきわだれが出てましたので、あそこのホールは雨漏りもしてました。

そういう意味も含めて、もっと根本的に言えば、あそこの勤青ホームは、先ほど答弁書の中に56年3月5日に完成を見てます。建築基準のちょっと滑り込みセーフみたいところがあってそのままになってると思うんですよ。

それと、管理が地下の駐車場とか1階、2階ですかね、3階、4階とか、それで一括管理じゃないんですね、ばらばらの管理をされてるので、恐らく今までリーダーシップをとってここを耐震をしようとかいう、しにくかったんじゃないかなというふうに思います。

また、高田のふれあいセンターですかね、あそこも町のほうでつくっていただいたので、あそこが先という形で診断をされたんだらうというふうに思いますけども、ここも町の大事なホームであるし施設なんですね。ぜひ早目に耐震の審査をしていただきたいと思います。

もう一度お約束をできるかどうか、町長、どうでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

失礼しました。平成24年に長与町耐震改修促進計画というのをつくりまして、そのあたりはやっておるわけでありまして。その中で、特に学校等々につきましては、かなり計画的に耐震化を進めますというようなことでありました。そういうことでありまして、これにつきましては、今、学校につきましては、もう議員おっしゃるとおり済ませておるわけでございます。そのほかにつきまして、ほかの議員さんからも話出てるんですけども、昭和40年代に一遍にやっぱりいろんなんができたもんですから、そのあたりを計画的にやっていくということが重要でございます。それについては、十分私も考えております。

ただ、その分のことも踏まえまして、そしてまた、現在、進んでおりますいろんな事業との関係もございまして、なるだけ緊急を要するところからしていかなといかならうというようなことで、大変我々もつらうございます。本当はもう一気にやりたいんですけども、財政的な分もありますので、十分そのあたりも勘案しながら、できるだけ早く生徒の皆さん方にお示しできるように努力をしてみたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番 (西岡克之議員)

今、町長が言われるように、財政的な裏づけも要りますし、優先順位というのもあると思います。小学校に関しては、もう小学校、中学校に関しては、もう早目に耐震をしていただいたし、もうこれは感謝しております。安心・安全の中で子供たちが勉強していく、学校生活を送っていくのは非常に保護者として、また地域の者としてはもう安心のきわみでございます。ただ、その次に来るのは、今度は高齢者が集う、それとか病気の方々が集う、そういう場所を次に優先していただきたいというふうに思います。

先ほど町長が言うたように、事業がいっぱいあるので、お金は天から降ってきませんから配分というのは必要です。ぜひそういう意味でも、高齢者が集う場所でございますし、いろんな意味で早目の診断をしていただきたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 以上で私の質問を終わります。
 (山口経正議員)
 場内の時計で15時35分まで休憩します。
 (休憩15時24分～15時35分)

議 長 (山口経正議員)
 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
 通告順5、分部和弘議員の食育について、安全・安心なまちづくりについての質問を同時に許します。
 5番、分部和弘議員。

5番 (分部和弘議員)
 本日、最後の質問になります。よろしくお願いたします。
 それでは、早速、質問させていただきます。1点目、食育について。
 町の皆さんが健康で豊かな生活を営んでいく上で、何よりも食は重要な役割を持ちます。現在、家庭や学校における食のあり方、食品の安全性あるいは外食産業における誤表示など、食生活をめぐる問題はさまざまな波紋を広げてます。行政としても重要な事項として捉える必要があると考えます。このような中、第2次食育推進基本計画が制定され、周知から実践へのコンセプトのもと、本町の食育推進計画も策定され各種取り組みを実施していますが、これまでの実績と今後の展開についてどのような食育環境づくりを考えているのか、お願いたします。
 2点目、安全・安心なまちづくりについて。
 住民の安全・安心に大きくかわる社会資本については、全国的に老朽化や経年劣化による点検補修などが喫緊の課題となっており、継続的な安全の確保に向けた対応を迫られています。今後ともに厳しい事業環境にある中、本町も人口増とともに都市計画事業及び団地造成が行われてきました。このような中、昭和40年代以降の構造物については、ますます老朽化が進んでいる状況であります。そこで、街路灯、防犯灯、公園灯、カーブミラー等の各種安全対策についてどのような計画で保全していくのか、お願いたします。
 以上、よろしくお願いたします。

議 長 (山口経正議員)
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 それでは、きょう最後の質問者であります分部議員の御質問にお答えをいたします。
 1番目に御質問の食育につきましては、長与町では平成22年2月に長与町食育推進計画を策定し、平成22年度から26年度までの5カ年計画で推進をしております。
 食育は、子供はもちろんのこと、妊娠期から高齢期までの全てのライフステージで取り組むことが必要でございます。
 妊娠期におきましては、マタニティ広場、マタニティクッキング教室を開

催し、調理実習を通して、妊娠期の食生活の大切さや調理技術の向上を図っておるところでございます。

乳幼児期では乳幼児健診、乳幼児相談、家族訪問などを実施し、管理栄養士、保健師を初めとする専門職による家族全員の食生活や生活リズムなどの改善を支援をしておるところでございます。今年度は長崎県立大学シーボルト校との連携事業の一環として、「おやこでつくろう！夏野菜」と題してベジママクッキングを開催したところがございます。そのほか、健康づくり推進員による食育活動として、町内保育園児と調理実習を行い、子供たちにつくる楽しさを知ってもらい、それが家庭で話題になることで、食生活に関心を持ってもらうきっかけづくりとなっておるところでございます。

児童生徒期では、各教科で学習することはもちろんのこと、給食でも食育を推進しております。地域におきましては、食生活改善推進員による夏休みこども料理教室、健康ながよ21推進専門委員による学童クラブでの調理実習などを実施をしておるところでございます。

壮年期、高齢期におきましては、各自治会へ出向きまして、調理実習、食育に関する学習会を開催をしています。

今後とも、さらなる食育の情報発信、関係団体との連携を図りながら、健全な食生活を実践する町民を育てる食育を推進をしてまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問で、安全・安心なまちづくりについてでございますけれども、街路灯、防犯灯、公園灯、カーブミラー等の各種安全対策について、どのような計画で保全していくのかにつきましては、現在、町道における街路灯は、道路・歩道・交差点照明、合わせて288基設置をしております。そのほかは、電柱やポール式の防犯灯として、平成24年度末で3,515基を設置をしております。また、カーブミラーにつきましては、平成24年度末で1,026基設置をしておるところでございます。

街路灯につきましては、経年劣化等による照度の低下等発生した場合には、その都度、電球の取りかえを行っており、その際、安全の確認もあわせて行っておるところでございます。

公園につきましては、公園施設等の点検を業務委託により定期的に実施をしております。補修等の必要がある箇所は随時行っておるところであります。また、自治会や住民の方々から、公園灯のふぐあい等を御連絡いただいた箇所につきましても、ふぐあいの原因を調査し、随時補修をしておるところであります。

防犯灯、カーブミラーにつきましては、毎年自治会からの要望などにより整備をしておるところでございます。防犯灯につきましては、LED電球用防止灯を新設し、途中での球切れなどは随時対応をしており、球がえ等のときに点検も行っておるところであります。また、3年に1回は、町内全部の防犯灯の球がえと保守点検を行っております。町におきましても、定期的に夜間巡回を行い、球切れ等やカーブミラーの確認調査も行っているところがございます。

今後とも計画的に保守点検に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)
 5番 分部議員。

(分部和弘議員)
 それでは、通告順に従いまして、まず、食育について再質問をさせていただきます。

まず1点目は、家庭における食育推進についてです。

食育計画のダイジェスト版がありますけども、その中で生活のリズムの向上で、早寝早起き朝ごはんを実践とあります。朝食については、数値目標として小6、中3は100%を目標にしてありますけども、現在までの数値目標はどのようになったのか、お伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)
 健康保険課長 (小佐々司君)

朝食を食べてますか、食べていませんかという聞き方じゃなくって、毎日3食を食べていますかと、そういうふうなことでのアンケートをとった結果がございます。乳幼児期においては、19年度が73.2%だったのに対し、24年度が92.6%、18.2%の改善。小学生におきましては、90.5%だったものが94.9%、4.4%の改善。中学生におきましては、81.8%だったものが94.4%、12.6%の改善。青年期、これは16歳から29歳までですが、65.6%から68.7%、3.1%の改善。壮年期、30歳から64歳までなんですが、これが73.9%から73.2%へ悪化をいたしております。高齢期、これは65歳から79歳までを指しておりますが、90.8%から89.7%、こちらも1.1%の悪化となっております。

議長 (山口経正議員)
 5番 分部議員。

(分部和弘議員)
 ただいま伺った数値についてですけども、食育計画の中では平成26年度までというふうになっておりますので、いろいろ乳児期から成人、高齢者まで今ありましたけども、この小・中の100%を目標にしますということで、今94%近くだというふうに思いますけども、これは26年度までに目標達成できると考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

議長 (山口経正議員)
 健康保険課長 (小佐々司君)

済みません。朝食につきましては、先ほど議員のおっしゃいました早寝早起き朝ごはんということで、うちのほうも推奨しておりますので、なるだけその数値目標を達成できるように、これからも頑張っていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

5 番 2 分部議員。
 (分部和弘議員)
 今、頑張っていくという回答でしたんですけども、やはりこの中で 4 % 台
 ずつぐらいしか伸びてきてないと、小学生に対してはですね。中学生に対し
 ては 8 1 から 9 4 % というので、1 桁のパーセント台で推移してきている
 ことなんです、この目標達成に行く前には、やはり何か具体的なネックに
 なってるもんがあるのかなというふうに思いますけども、そのネックになっ
 てる阻害要因に対しての対応策はどのようにされているのか、わかってれば
 お伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。
 健康保険 (小佐々司君)
 課 長 私が思いますには、孤食っていいですが、1 人で食べるのも孤食になりま
 ずし、一つのものだけを食うとか、そういった孤食の子供たちをいかにし
 てなくすか、その辺のところ为一个の課題ではないかと思っております。

議 長 (山口経正議員)
 2 分部議員。
 5 番 (分部和弘議員)
 ぜひ目標達成に向けて推進していただきたいというふうに思います。
 その朝食の中で、ちょっと 1 点お伺いいたしますけども、これ調べてない、
 わかってないならわかってないで結構ですので、そういった朝食を食べます
 けども、せっかく朝食を食べながら、その朝食が和食か洋食かという割合は
 わかるかわからないか、もう調べてないなら調べてないで結構です。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。
 健康保険 (小佐々司君)
 課 長 済みません、そこまではちょっと把握をしていないんですが、国において
 は旧日本食の型式をとりなさいってことで、それが健康に一番いいですよ
 ってことであっております。

議 長 (山口経正議員)
 2 分部議員。
 5 番 (分部和弘議員)
 ちょっと今から言おうかなと思ったんですけども、国の食育基本法に、我
 が国の伝統あるすぐれた食文化というふうに理屈でも書かれてるんですよ。
 そういった中で、やはり和食が好みの人、もうこれは嗜好のことだと思いま
 すので、洋食が好きな方おられるというふうに思いますけども、この長与町
 の食育推進計画を進めるに当たり、町としては和食に対する考え方について、
 どのような考えを持って取り組みあるいは進められているのか、そこら辺をち
 ょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険
課 長 (小佐々司君)
 済みません、それにつきましては、一応、日本食のほうで食事のバランス
ガイドっていうのがありますけども、主食、副菜、主菜、それに牛乳、乳製
品、果物、それをバランスよくとることのできるのかなと、そういうふうに
考えております。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)
 ただいまのは御理解いたしました。
 ということですね、このダイジェスト版で3項目めの地域における食育
の推進で、(1)の日本型食生活の実践というふうに記載されております。
そういった中で、質問いたしますけども、洋食と戦後の給食を否定する気は
ありませんが、各種給食が日本に根づく前は、全てほとんどが和食中心の食
環境じゃなかったかなというふうに私なりに思っております。

諸外国から入ってきた食環境の変化で、確かに今、日本の国民の全ての皆
さんが身長は伸びてきたというふうに思いますけども、それにかわって、ア
トピー体質やアレルギー体質、あるいは心の病などの持病を持つ人がふえて
きた傾向にもあるのかなというふうに思います。確かに身長は伸びてしまし
たけども、それにふさわしく内臓や精神力が伸びてきたかということ、私はち
よっと伸びてきてないかなというふうに思います。

私は、身土不二の考え方でいけば、住んでいるとこのそばでとれたものを
食べるこそが日本食のよさだいうふうに思いますし、和食こそが日本人
の食環境だというふうに思います。こういった観点から、やはり再度お聞き
いたしますけども、和食の取り入れについていろいろな場面で指導はされて
きたのか、ちょっとお伺いをいたします。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険課長。

健康保険
課 長 (小佐々司君)
 先ほどちょっと町長の答弁にもあったかと思うんですけども、うちのほう
で例えば健康づくり推進員さんとか食改さんとか、健康21推進委員さんとか
いらっしゃるんですが、その方々も和食っていいですか、長与の特産品、
例えば白菜とかミカンとか、そういったものを使っての料理の指導、そうい
うのはいたしておりますけども、今のところ日本食に対する指導っていうの
は、行っていないと思います。

議 長 (山口経正議員)
 分部議員。

5 番 (分部和弘議員)
 私も毎日朝食とっておりますけども、みそ汁がないときにはおにぎり1個
だとか、そういった感じで、朝の余裕があるときには、やはりみそ汁と御飯
と、あとは、きょうの朝はソーセージがついとったというふうな形でしたけ
ども、やはり和食というのは落ちついて食べられるなって、私なりに思って

ますし、せっかくの食育ですから、そういった感じで日本食っていうのを推進していただければなというふうに思います。

次に、保育所における食育推進についてお伺いをいたします。

これは町立保育所の高田保育所で構わないですけども、給食の食器についてですけども、割れない樹脂製の食器を使っているのか、それとも本物の陶器を使用しているのか、お伺いをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
所管します福祉課のほうからお答えいたします。

町立の高田保育所では、強化磁器を利用しております。

議 長 (山口経正議員)
分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

確かに割れない素材での食器が効率的だというふうに私も理解をしております。そういった中、強化陶磁器であれば、落としたり割れませんか、ある程度のところでは、これが普通の陶器だったら、同じところから落としても割れると思います。その割れるということを知ることが、子供にとっては大事に扱うということに変わっていくんじゃないかなというふうに私は思います。小さいときから両手で注意深く持つことの習慣がついて、割れないようにする、そして小さいときから本物に触れることで物を大切にしている感性が湧いてくるもんかなというふうに私は思います。

そういったことで、ちょっと提案になりますけども、県内各地の陶器市などに行けば、絵つけ体験教室が開催されております。基本の下地、素焼きにした下地さえあれば、町内の陶芸の館で絵つけができて、焼成もできます。そして、園児の個人用の陶器ができ、そして絵つけのよい思い出と、同時に本物の陶器で食事ができるとなれば、これ安価でできるんじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺の検討はされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

今、議員がおっしゃる提案は、物すごくいいことだと思います。検討はまだしておりません、保育所と。今後、保育所の担当者とお話をしながら、利用可能かどうか、検討はしていきたいと思うんですけども、今のところ、まだ子供たちの危険度ということで強化磁器を使っているという話だったものですから、その点を再度検討させていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

機会があれば、本物の磁器について本当に御検討いただければというふう

に思います。私が調べたところ、これ福岡市の高取保育園ですかね、本物の陶磁器を使っとして、年間6枚ぐらいしか割れてないというふうなところもありますので、ぜひ本物に触れさせていただければなというふうに思います。

続いて、子供の料理教室についてですけども、先ほど夏野菜の感じで回答ありましたけども、再度ちょっとお伺いしたいと思います。

児童生徒が参加する料理教室の開催状況についてですけども、特に子供の参加状況はどのように年間を通して推移してきているのか。また、このダイジェスト版に載ってます各種料理教室の開催は計画どおりに進捗してるのか、お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)

現在、長与町では食生活改善推進員さんと健康づくり推進員さんを中心に、それぞれ男性料理教室とか、お母さんの料理教室、夏休みこども教室、地区での料理教室等を行っています。昨年度の実績でいきますと、51回開催して2,838名の方がこの活動に参加をされてます。

健康づくり推進員さんの活動としましては、保育所のおやつづくりとか、あるいはヘルシーウオーク大会、ほかのスポーツ活動なんかで大体13回やりまして、313人の園児がこれに参加をしております。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

これ計画どおりに進んでるということによろしいですね。そういったことで、やはり特に夏休み関係、利用して料理教室が開催されて、本当につくる喜び、食べる喜び、とてもよいことだと思いますので、継続して教室の開催等をお願いしときたいと思います。

こう見れば、やはり長与町も出てますんで、さっき、こういうサラダ会で、が主催したようなやつが出てますんで、よろしくお願いしときたいと思います。

その料理教室で、近年、大学生の食生活でコンビニの購入が多いと聞きます。また、アパートや下宿を選ぶときには、コンビニが近くにあることが条件になっているというふうな報告もあつとります。そういったことで、小さいときに料理に触れていることで、成長してから、単純ですけども炊飯器で御飯がつくれる、みそ汁がつくれる、野菜いためがつくれる、魚を焼ける。単純に言えば御飯は炊飯器で炊けて、かたかったら水をちょっと多くする、そしたら御飯は食べられる。みそ汁は具物、汁物、そしてだしを入れて、そしてみそを溶く、苦かったら量を少なくするとか、そういった工夫もできる。そして野菜いためは、肉を入れればそこに焼き肉ができる。そして魚は、現在開いたものが売ってあります。そして、開いたものじゃなかったら内臓をとった調理済みのものがあります。表3分から5分、裏3分から5分焼けば食べられます。そういった単純ですけども、生きるためには料理でき、自分

の体を守るんじゃないだろうかというふうに思います。こういった単純な料理教室の開催は考えられてないのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)
先ほどの町長の答弁とダブるかと思いますが、1、2カ月時に相談とか、3、4カ月健診とか、あと9、10カ月健診時にそれぞれ妊婦さんとか乳幼児を対象に栄養指導とか、実際の料理教室とか、そういうのは行っておりますが、各地域に出向いてそういうふうなことについての指導というのはまだやっておりませんので、今後そういうのも取り入れていきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)
5番 分部議員。

5番 (分部和弘議員)

あるNPO法人で、みそづくり教室を開催してるところがあるんですけども、その教室で1人分約7キロをみんな持ち帰っていくというふうに言っておりました。その7キロの意味は何かと問われたときに、全然思い浮かばなかったんですけども、みそ汁の1年分、365日分というようなことで言っていました。そう言ったことで、やっぱり簡単にできる料理というか、こういったみそもそうですけど、みそがなくなるとみそ汁ができませんけども、そういったことも取り入れていただければなというふうに伴います。

続いて、家庭の食育について質問させていただきます。

ふと、自分ちもそうです、家庭中を見るとレトルト食品、冷凍食品、インスタント食品がよく利用されている環境だというふうに思います。食で育ててることを目標に置くならば、家庭内でも食に関する重要性和食を实践する場と思いますが、各家庭との連携はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)
健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)

先ほど話しました健康づくり推進員さんというのが各保育園等を回られているんですが、そのときいろんなものをつくって、子供たちと一緒に遊びながら料理っていいですか、おやつづくりをやってるんですけども、それが終わってから、そのつくった食事っていいですか、そのレジュメと、あと簡単な紙飛行機にしっかり食べよう朝ごはんっていうのをスタンプを押して、それを子供たちに持たせて、子供たちとそこでいろんな話をしてもらうと、そういうふうな取り組みを行うことによって、家庭との食育のつながりを持っていくと、そういう運動っていうのはやっております。

議長 (山口経正議員)
分部議員。

- 5 番 (分部和弘議員)
食に関しては、なかなか家庭とのコンタクトは難しいかなというふうに思いますが、やはり学校と家庭と地域とが連携として、初めて効果のある取り組みになるのかなというふうに思いますので、そこら辺は継続して活動のほうをお願いしときたいというふうに思います。
- 次に、食育月間と食育の日の取り組み状況をお伺いしたいんですけども、私もこれちょっと調べていく間、6月が食育月間、毎月19日が食育の日と定めるということで、毎月19日は食事の大切さを考える日になってるということですので、その取り組み状況、あるいはアピール状況、外に対するですね、そういったものの状況をお伺いをいたします。
- 議 長 (山口経正議員)
健康保険課長。健康保険課長 (小佐々司君)
- 健康保険課長 (小佐々司君)
食育の日に関しましては、先ほどのさまざまな推進員さんによる食育活動をやっていますので、現在のところ何も行っておりませんが、食育月間につきましては、今年度初めて県立シーボルト大のほうと連携をとりまして、ベジマクッキングというのを、先ほど町長の答弁にあったかと思いますが、それをやっております。これはちっちゃい子供も含めてですけども、子供と若いお母さんと来ていただいて、手のかかる子供はそこに何ていいですか、保育園じゃないですけども、一時預かり所つくって、そこに子供たちを預けておいて、あとお母さんと大きい子供で夏野菜をつくって育てていって、収穫して料理をすると、そういうふうな取り組みは今年度やっております。
- 議 長 (山口経正議員)
5 番 (分部和弘議員)
5 番 (分部和弘議員)
- 5 番 (分部和弘議員)
そしたら、食育の日は特に何らアピールもされてないというふうなことで理解はしますが、せつかく毎月19日を食育の日と定めているのであれば、何か情報を発信して、住民への浸透度を向上させて、やはり食育を推進していくことで、食育のやっつてることを町民の皆さんに目を向けていただくということは大事なかなというふうに思いますので、ぜひ19日のアピールもしていただければなというふうに思います。よろしくお願ひしときます。
- 次に、本町の食育基本計画ですけども、ちょっと私のほうの間違えとつたら済みません。食育推進計画、国のほうは、最初が平成18年から22年の5年間だと思っておりますけども、第2次が平成23年から27年間の5年間というふうに私的には思っていたんですけども、この1年間のずれてますね、本町は26年までってなってますけども、それはなぜ1年ずれてるのかなと、私の思い違いかもしれませんが、済みませんが。
- 議 長 (山口経正議員)
健康保険課長。健康保険課長 (小佐々司君)
- 健康保険課長 (小佐々司君)
今回の計画の期間としましては、22年度から26年度までの5年間とい

議 長 うふうになっているんじゃないかと思いますが。
 (山口経正議員)
 5番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 私が持ってる食育基本法と食育推進基本計画というのがあるんですけども、22年から26年までやっていくということで、国のほうは27年の5年間でなってる、その1年のブランクというかな、何か、またそこから次のステップに本町は進んでいくのかなと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 生活福祉 生活福祉部長。
 部 長 (田島弘明君)
 町の計画を立てたのは22年度なんですけども、これに対しましては、国のほうが17年に食育基本法、18年に食育推進基本計画を策定して、それを県を經由して町のほうに指示があったんですけども、その中身を精査しながら、長与町にそぐうような形で計画をつくらうということで、若干期間をいただきまして、22年の3月に長与町の食育推進計画を立てて、5年間でやっていくという方向でつくらせていただきました。

議 長 (山口経正議員)
 5番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 わかりました、今の件は。
 ちょっと1点だけ、もう一つお伺いいたします。
 健康づくりの観点から、食育を考えたときですけども、単に子供の健全育成に関する問題だけではなく、生活習慣病の予防につながる課題もあるかというふうに思います。これは町の重要な施策と言えますが、この生活習慣病の予防について、町の考え方を食育計画の中でお伺いをしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)
 健康保険 健康保険課長。
 課 長 (小佐々司君)
 おっしゃるとおり、生活習慣病、メタボなんですけども、これ国保のほうでも特定健診、特定保健指導を通じてメタボにひっかかった人は町のほうまでおいでいただいて、あるいは私どもが出かけて、食事に関する指導も含めたところでやっておりますので、今後、特定健診の受診率を上げることで食事の改善を進めると、それを食育につなげていくと、そういうふうなことで対応をしてまいりたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
 5番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 よろしくお願いしときたいというふうに思います。

食育に関して、最後ですけども、NPO法人の鹿児島県霧島にあります霧島食育研究会っていうのがありますけども、これちょっと所管で結構なんで、この機関の講演か何か、何か本町で開催されてるのか、されてないのか、ちょっとお伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (小佐々司君)

済みません、ちょっと私は今のところ把握をしておりません。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

私も、これ9月に長崎県が県立図書館のほうで講演会を開いたときに、霧島食育研究会の千葉しのぶ代表という方が来られて講演をされたんですけども、その中でちょっと印象に残ってる言葉がありまして、これだけは子供の前では言わないでほしい言葉ということをおっしゃって、ちょっとその場の雰囲気と全然違うかもわかりませんが、保護者の方が、ああ、疲れた、きょうの夕食つくるの面倒だと言われて、その言葉を聞いた子供は、考えれば、あんたを育てるのが面倒だというような感じを受けるそうなんです。そういった言葉で、保護者の皆さんも子供を育てる上で本当にきついところあるかというふうに思いますけども、こういった言葉も出したら食育になってくるのかなというふうに思いますから、そこら辺も大事に扱っていきなさいいけないなというふうに私なりに思いました。また、食育は使い手のある道具と言われております。食を通してつくること、食べることで会話ができます、そこに笑顔が生まれます、そしてみんなが幸せになれると、これこそが日本の食文化をユネスコ無形文化遺産につなげていくものだと思っております。

今後とも食育推進計画をしっかりと推進していただいて、よりよい食環境になることをお願いしときたいというふうに思います。

続いて、安全・安心なまちづくりについて質問をいたします。

今、点検状況は3年に1回あるいは球の交換時に定期的に行っていくというふうに理解しましたけども、点検内容についてですけども、目視点検だけなのか、あるいは打音検査やその他の非破壊検査で行っているのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

防犯灯につきましては目視、それから見たときに、これはかなり古いなというふうなところについては、たたいてみたりというふうな場合もございます。

議長 (山口経正議員)

管理課長 管理課長。
 (森 浩平君)
 街路灯に関しましても同じような検査を行っております。ただ、うちの検査というのは、道路照明施設設置基準というのかございまして、その基準に基づいて維持管理の点検を行っております。以上です。

議長 (山口経正議員)
 5番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 点検内容については理解いたしました。
 その中で、町管理の街路灯、防犯灯、公園灯、カーブミラーと結構な数設置しておりますが、設置年数の管理ですね、設置履歴といいますか、そういったのはしっかりと管理されているのか、お伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)
 地域政策課長 地域政策課長。
 (大津鉄治君)
 防犯灯につきましては、台帳等はつくっております。ただ、もうかなり古いものについては、設置年については把握をいたしておりません。
 続いて、カーブミラーにつきましても同様でございますが、カーブミラーの台帳については整備をいたしております。設置年の把握につきましては、最近、平成20年以降のものについては、各年度設置年度を入れております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
 管理課長 管理課長。
 (森 浩平君)
 街路灯に関しましては、一応、開発時に防犯灯をつけていただいて、主要な道路に設置しております。それによって、材質もいろいろありますので、その設置年度というのがうちのほうの台帳には載っておりません。ただ、今、台帳に載ってるのは、球のかえた年月日とか、そういうのは載せております。以上です。

議長 (山口経正議員)
 5番 分部議員。
 (分部和弘議員)
 設置年数の管理はやられてないということなんですけども、一般的に街路灯関係ですけども、耐用年数が30年から40年だと言われておりますけども、その年数を30年経過したものについては、劣化のスピードがある程度早くなってきましたよねということと、やはり一定経過年数を過ぎれば、要は10年、20年、30年ととって、30年以上過ぎれば3年に1回のスパンとか定期的、電球を取りかえるときの点検じゃなくて、やはり毎年1年ごとの点検をしていくか、あるいは30年過ぎて、1年ずつやって、35年目にはもう交換するような明確なそういった基準というものをつくるものがあるものかというふうにちょっと考えているんですけども、そういったもの

をつくるような考えはないのでしょうか。

議長 (山口経正議員)
管理課長。管理課長 (森 浩平君)
街路灯に関しましては、建設年度、不明な点もありますので、うちの道路パトロールをやってる作業員さんがおりますので、毎年の点検を行ってまいりたいと思っております。以上です。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。地域政策課長 (大津鉄治君)
防犯灯につきましては、一応3年に1回、保守点検を行っております。防犯灯につきましては、基本的には電柱に設置をするっていうことを基本にいたしております。やむを得ない場合に、コール式を設置をいたしております。しかし、實際上、そういった年数的にもかなりたったものもございますので、そういう3年に1回の保守点検のときに、その確認も十分にして、交換が必要なものについてはかえていきたいと。

それから、カーブミラーにつきましては、先ほど町長の答弁でも申しましたけれども、自治会等からの要望等、あるいは交換、故障等のそういった要望をいただいて、それにあわせて修理等も行っております。そういったものもあわせて点検も含めて、自治会あるいはそういった点検、巡回点検を行う際にも十分注意をして行ってまいりたいと思います。

議長 (山口経正議員)
5番 (分部和弘議員)
点検はその場その場でしていただくのも結構なんですけども、やはり設置の年数わからないなら、どっかで一回リセットしていただいて、そこから大体の年数ひらっていただいて、10年、20年、30年というような形で、ちゃんと設置年数っていうか、経過年数をちゃんと表に出していただいて、その年数に従って30年超えたら毎年やる、あるいは35年になったらもう下のところは交換するっていうような明確なルールを私はつくっていただいたほうがいいのかなというふうに思います。この件については、後ほど町長の考えを伺いたいというふうに思いますので、次の質問に移らせていただきます。

街路灯、防犯灯が倒れる事例が全国各地で起こっていますが、人身事故を想定した場合、本町では補償の方はどのように考えられておるのか、お伺いをいたします。

議長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
会議を再開します。
総務課長。総務課長 (古賀 洋君)

私のほうから、保険の関係でお答えさせていただきます。

町の責任において、例えば住民の方がけがをされたとか、そういう場合のために総合賠償責任保険に加入いたしておりますので、それを利用したの賠償の責任を町が負うものというふうに考えていただいて結構です。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

その総合賠償保険で支払うということで理解してますんで、わかりました。

ちなみに、これ私が調べているんですけども、倒れる事例は平成25年に入ってから結構あります。苫小牧市がことしの5月に街路灯が倒れてます。設置から42年、これは3年に1度、苫小牧市は点検をやるようになってたんですけども、2年過ぎた時点で倒れたという事例でございます。山形県米沢市では、平成24年の10月、県道の街路灯が倒れて、脳挫傷のけがを負ったと。丸亀市は25年の10月、走行中の車に街路灯が倒れた、10日間のけがというふうになっております。長崎市にもあります。平成24年4月に街路灯電球交換中倒れると、設置から40年、太もも骨折というふうになっております。

最近、台風も大型化して風速も強くなってきております。また全国各地で竜巻の被害もあっておりますので、これを考えると、やはり町民の安全・安心はいかにして守るかは行政の大きな検討課題だというふうに私は思います。事があってからでは遅過ぎるのかなというふうに思います。特に長崎市の平成24年4月の街路灯ですけども、これ裁判にかけられております。平成24年5月24日に提訴されております。原告は請求で880万の請求をされております。これ大園アパートの街灯の交換中、街路灯が折れたということで、事態の発生を未然に防止すべき義務があったと、これを怠ったことは公の営造物の設置または管理に瑕疵があったとして損害賠償を請求されたというふうな内容になっております。和解案が示されて、240万で双方、和解したという事例になってますんで、隣接する市で起こっておりますので、本町もこういったことが考えられないわけじゃないというふうに思います。そういったことで、町長に言っとりました、町長の明確な基準について、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、いろいろ御説明しました中で、この安心・安全というのが一番、議員おっしゃるように大切なことでございます。しかし、一方では、照明とか、それからポール式の防犯灯、あるいはカーブミラーというのは大変多くついておまして、いつそれができ上がったのかというのが大変不明瞭なところがございます。その中で、3年に1回、町内全部の防犯灯の球がえと保守点検を行うということと、定期的に夜間巡回を行って、球切れ等やカーブミラーの確認ということでございます。そしてまた、各自治会のほうにも御提案を

させていただきまして、もし困ったことがあったら言っていただきたいと、再度つけるということになったら、つけてほしいというようなことの提案も行っております。したがって、もしそれができるとするならば、新たにかえた時点で、いつかえたという分の明確なあれはできると思うんですね、いつかえた。今あるものをさかのぼって調べるというのは困難でございますので、今度、かえる時点で、いつかえたということかわかるような形であれば、まずそこからスタートなのかなという気がしております。

議長 (山口経正議員)

分部議員。

5番 (分部和弘議員)

今の答弁では、ちょっと違ってたかなと思うんですけども、例えばですよ、同じ時期に海側と町なかに設置しますよね。そうであれば、それが10年、20年、30年たっていくうちに、海側に設置されたのは塩害等で腐食が早くなりますよね。町なかだったら、そうはならないというふうに思いますけども、そういったことで、ある程度の設置年数、団地が建ったら団地が建ったときの年数でひらっていただいて、それからそこをリセットした感じで、それから30年、あるいは40年たった、それは町の運用で構わないですけども、そういった明確なルールをつくって、毎年やって、5年後には帰るとか、そういった私は設置基準をつくっていただければなというふうに思っておりますので、できるかできないかわかりませんが、そういったことを考えていただいて、御対応のほうをお願いしときたいというふうに思います。

ちょっと最後に、1点、カーブミラーの件について質問させていただきま

す。
最近ふえてきたのが自転車やシニアカーとの通行や、自転車運転時に事故が起きて運転者が高額な損害賠償を支払うという事例がたくさん自転車に関してはあります。そして、最近、自転車は道路交通法の改正により、車と同じ進行方向を走らなければならないというふうになってきております。そういったことで、道路歩道の使用関係は大きく違ってきたかなというふうに思います。

そういった中で、カーブミラーについては、今現在も車重視の対応になっておるのが現状だというふうに思います。目線の違った自転車、シニアカーとの事故を考えたときに、今後どのように高齢者や子供たちの事故防止を防止する計画をしていくのか、あるいはカーブミラーについては現状のままになっておるのか、そこら辺の計画等があればお伺いをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

カーブミラーにつきましては、現在1,026基設置、一面鏡、二面鏡あわせまして設置をいたしております。それで、基本的には車両の確認等、そこも含めて歩行者、自転車というふうな確認のために設置をいたしておりますけれども、特に死角となる交差点等もございまして。そういった場合には、

ミラーの角度調整、そういったものをいたしまして、できるだけ歩行者あるいは自転車の確認ができるような、いうふうな対応はさせていただいております。

また、最近、設置いたしておりますカーブミラーについては、歩行者あるいは自転車の接触事故を防ぐために、ポールに高輝度反射の注意ステッカーというものがついております。そういったものがついたカーブミラーを設置をいたしております。今後も設置する場合には、そういったところも歩行者あるいは自転車、そういった面も含めて、配慮をいたして設置をいたしてまいります。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

分部議員。

5 番 (分部和弘議員)

今回予定しておりました再質問の内容は以上で終わらせていただきますけれども、今回は私も具体的な事例を挙げて質問させていただきましたが、今後ますます進展する高齢化や、あるいは住民の安全・安心を望む声に対応していくためには、やはり迅速な対応が必要かなというふうに思いますので、今後とも安全・安心なまちづくりに向けて、皆様方の御協力をよろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 16時29分)